

池田光政の軍法とその作成過程

河本 純

はじめに

日本近世の為政者は武士であった。したがって、その初期、体制が確立される時期を対象とし、幕藩体制や武家社会を研究する分析視覚として軍制に着目する研究は数多い。⁽³⁾ また、その体制が揺らぐ中で軍制も変容し、実際の戦闘が行われた近世の終わり、幕末期の軍事に関する研究も数多くみられる。⁽²⁾

これに対し、そのあいだの時期の軍事に着目した研究は決して多くない。それは、実際の戦闘がなくなる一方で民政の重要性が増し、為政者にとつての課題もまた武事から政事へと重心を移したためであろう。⁽³⁾ しかし、

実際の戦闘が生じない中にあっても軍事が全く顧みられなかったわけではない。たとえば、軍事に関する知識、技術は軍学あるいは武芸という形で体系化され、泰平の世の中でそれに沿う形で発展しており、⁽⁴⁾ 近年では近世思想に対する軍学、軍書の影響を探る研究も行われている。⁽⁵⁾ 藩における軍事制度も、蔵米制の進展や藩財政の悪化といった要因を受けて十八世紀に至るまで変容し続けていたことが指摘されている。⁽⁶⁾ こうした近世という時代の影響を受けて展開してゆく軍事の有様とその意義を一つ一つ検討してゆくことは、近世の時代像を深めることにつながるのではないだろうか。

本論文では、そうした近世における軍事の一側面として、軍法を作成するという営為に着目する。軍法とは、

戦陣において用いられる、軍団を統制するための法度であり、戦国から近世初期にかけて、戦陣に際して多くの軍法が作成され発布されていたことは高鷲江美による収集⁹⁾からうかがうことができる。その中には、喧嘩や拔駆けの禁止、乱妨狼藉の制限、他の陣との往来の禁止といった条目が規律の維持を目的として定められている。そうした内容、目的を持つ軍法が、近世においても作成されていた。

先行研究においては、近世初期の軍隊統制のあり方を論じた谷口眞子の研究⁹⁾で寛永十五年（一六三八）に阿波藩蜂須賀家で制定された軍法、「太平記読み」と岡山藩主池田光政の關係性を探った若尾政希の研究¹⁰⁾で同藩の万治二年（一六五九）の軍法¹¹⁾の存在が指摘されている。しかし、こうした軍法の作成過程や背景などを体系的に論じた研究は管見の限りみられない。

本論文では、近世における軍法作成という営為の意義の一検討として、後者の岡山藩の軍法を分析対象とする。岡山藩は石高三万五二〇〇石、備前一国および備中の一部を領し、軍法が作成された時期の藩主は近世初期の「明君」として知られる池田光政である。そして、岡山

藩の藩政史料が納められた池田家文庫¹²⁾には、この軍法をはじめとした軍事関係の史料、軍学書が大量に残されている。これらや池田光政の自筆日記¹³⁾（以下『日記』と記す）を比較検討することにより、軍法が作成される過程の復元や軍学との関係、作成の背景を明らかにすることができるのではないだろうか。また、この作業を通じて、従来は政治的方面で注目されることが多かった池田光政の軍法作成への具体的な関わり方を明らかにしたい。

第一節 光政藩政期の二つの軍法

池田家文庫を調べてゆくと、光政藩政期の軍法は二種類存在したことが分かる。一つは、若尾前掲書が指摘する万治二年（一六五九）の軍法であり、同年三月八日に発布されている。そのことは『日記』や藩政記録である『御留書』にも記されており、後者にはその内容も記されている。一方、池田家文庫には、万治四年（一六六一）三月三日付けの軍法の写本も何点か存在する。しかし、藩政記録である『御留書』や『日記』を見ても、この日に軍法が制定、発布されたという記事は見られない。こ

の二つの軍法にはどのような違いがあるのだろうか。

(1) 万治二年軍法

光政の『日記』によれば、万治二年（一六五九）三月八日、参勤に先だつて毎回行われている上級家臣（家老、番頭、物頭、組頭）への訓示の場において、光政自ら軍法を読み聞かせ、各々の職に従いこれをよく心得るべきことを説いている。

この軍法の直接の原稿については不明であるものの、その場に居合わせた各家臣らによつて作成された聞書きが写本となつて家臣のあいだに流布していた。池田家文庫には『御留書』⁽¹⁴⁾、『万治二年御直二被仰渡候御書付』⁽¹⁵⁾、および筆記者筆記年代が不明な写本二点⁽¹⁶⁾、また後年藩士湯浅元禎（雅号常山、一七〇八・一七八一）が諸本を校合した一書の写本⁽¹⁷⁾が存在する。この湯浅による校合本では、藩政記録である『御留書』、土肥飛騨守（番頭）覚書、池田佐渡守（家老）覚書、大野十兵衛（小姓組組頭）覚書、深谷助左衛門（物頭）覚書、湯浅又右衛門（組頭）覚書の六点が比較対象とされており、これらの写本が十

八世紀段階において家中に伝えられていたと考えられる。

この万治二年軍法の内容は、野戦や戦陣一般を想定した軍陣における行動規定である。ただし、前述のようにすべて聞書きであるため、史料によつてその条文数や文言に異同がある。本論文では同時代の公的な記録である『御留書』（三五ヶ条）を用いる。

なお、写本の形で光政の軍法として後世に写し継がれた万治二年軍法であるが、この申し渡しにあつて光政が「しゆひ不仕候へ共先よミ聞せ候」（『日記』万治二年（一六五九）三月八日）と述べているように、光政にとつては未完成のものであつた。

(2) 万治四年軍法

万治四年の軍法は、光政の書判と印判が押されていることから、『軍法掟』⁽¹⁸⁾および『光政様軍法御掟』⁽¹⁹⁾という一対の冊子とその原本であると思われる。この二書は同筆同寸（縦約二六糎×横約二十糎）で共に油紙の表紙が付されている。後者の史料名『光政様軍法御掟』は後世に付された外袋の袋書から取られたものであり、冊子の

表題は二書共「軍法掟」（直書）、後者は内題も「軍法掟」となっている。

この二書の内容は、①（寛永十二年武家諸法度第一条および注記）、②「軍法之掟」（全五四ヶ条）、③「留主之掟條々」（全二ヶ条）、④「留主籠城之掟」（全五九ヶ条）の四部で構成されている。⁽²⁰⁾このうち、「軍法之掟」は野戦や合戦一般に関する規定、「留主之掟條々」と「留主籠城之掟」は大将、つまり藩主が留主の際の合戦、特に籠城戦に関する規定である。

しかし、二書の条文は体裁が異なる。

【史料1】

・『軍法掟』の「軍法之掟」第一条

一、出陣一番貝仕度シ二番貝可打立、留時ハ可為太鼓、

相図之刻時不可違事、

・『光政様軍法御掟』の「軍法之掟」第一条

一、出陣一番貝仕度シ二番貝可打立、留時ハ可太鼓、

相図之時刻不可違事

貝ヲキカハ其組々ノ者共互ニ詞ヲカハシ忝人抜

懸ヲ不好、組中ヲ諫早々組頭へ集り大将ノ下知ヲ

可待、三番貝八怠ニ依テ二番ニ外張スヘシトノ掟也、

二書の「軍法之掟」第一条を比べると、一つ書き部分は細かな字の相違を除き同様である。しかし、『光政様軍法御掟』は「軍法之掟」のほとんどと「留主籠城之掟」の一部に一つ書きの本文のほかに、二字ほど下げてその条文を説く理由や関係する故事といった解説が付されている。

また、この二書にはもう一点違いがある。

【史料2】「留主籠城之掟」第十四条

一、大将ヨリ書状遣候時ハ判形并其使ニ吟味不可有油

断、判墨クロキハ疑ヲ深スヘシ、薄キハ筆勢ニテ吟

味アルヘシ、其上此一封ノ書判印判ニテクラへ見可

有吟味事、

この一条の本文は二書共に同じである。しかし、『軍法掟』にはこの一条が記された丁の上に穴が開けられ書判と印判が押された紙がこよりでつながれている。一方、『光

政様軍法御掟』にはこの一条の右脇に『軍法掟』と同じ書判と印判が押され、その脇に「留主二置ハ此判也」と記されている。

この条文で大将、つまり藩主光政からの書状の真偽を書判印判で確かめよとするように、万治四年軍法は光政の参勤の際に実際に留守の家老に預けられていた。そのことは、「内々軍用覚書仕置候、老中へハ隠密にてミせ候、さた無用二候由申、軍法不残よミきかせ候事」（『日記』寛文元年（一六六一）閏八月六日）あるいは「留主ノ軍法、淡路（家老土倉淡路）ニ渡し置候事」（『日記』寛文三年（一六六三）三月九日）といった参勤前の申し渡しの記述からうかがえる。²¹⁾

しかし、万治四年軍法が万治二年軍法のように家臣によつて筆写され流布されることはなかったのではないだろうか。それどころか、制定直後に家老らに開示された後は、その家老らに対してすら秘匿されていたようである。

【史料3】『池田大学書上』²²⁾

（前略）御軍法御掟等之儀八年寄共へハ少し被仰聞置

候ても能候半哉、年寄共御軍法法式少も不存候故人二より何事も年寄共へハ御かくし被成山田道悦上泉まかせ二而候半と存面白クも無御座候と存ル品も有之由承及候、外之儀と違御軍用之儀ハ重々御吟味之上承置候て能事ハ内々二仰聞置候様二可有御座候哉、頭分をも被仰付候者共とくとのミ込不申候てハ御用に難立御座候半哉、若御不吟味之品も御座候由御断申出候ハ、余之儀と違急度御断申二而可有御座と心得候、（後略）

この書付は、仕置家老の池田大学によつて綱政に提出された上申書の一部で、その内容から恐らく二代藩主綱政の襲封直後である寛文十三年（一六七三）に提出されたものであると考えられる。冒頭の「御軍法御掟」とは、「軍法掟」のことであろう。池田大学自身は万治四年当時は未だ部屋住みの身であったが、ここで彼が家老らとその軍法を少しも知らず、山田道悦（軍学者）や軍鑑²³⁾上泉（佐左衛門）任せになつていと述べている点は興味深い。この証言は、寛文元年（一六六一）の軍法開示時に家老らによつて覚書きが作成されることもなく、また家老をはじめとした家臣らに対しそれ以後開示されるこ

とがなかったことを裏付けている。

以上のように、後世の家臣らには万治二年の軍法が光政の軍法として書き継がれていく一方、万治四年軍法は戦時に用いる「留主ノ軍法」としてその日のために秘匿された。

第二節 軍法の内容と特徴

(1) 万治四年軍法の特徴

万治四年軍法は計百十六ヶ条からなる長大な軍法である。そして、その中には、軍紀維持を目的とした行動規定という一般的な軍法の項目とは異なる条文も数多い。以下では、万治四年軍法のそうした側面を述べる。

なお、本論文ではこの万治四年軍法の具体的な条文の引用に『光政様軍法御掟』を用いる。また、参考として【表1】および【表2】の第一列に各条文の冒頭およびその一部を記した。

○將軍權威を引き合いに出す条文

【史料4】万治四年軍法冒頭

一、文武弓馬之道可相嗜事、左文右武古法也、不可不兼備矣、弓馬是武家之要樞也、号兵為凶器、不得已而用是、治不忘乱、不励修鍊矣

右寛永十二年天下之御掟也、然上者家中侍大小共二武士之道不怠、心懸油断仕間敷事、

万治四年軍法は、徳川家光治世下に発布された武家諸法度第一条の引用ではじまっている。しかも、単に条文を掲げるのみならず、これを「天下之御掟」であるとし、その上は池田家家中の侍は本身小身によらず「武士之道」を怠らずに心がけ、油断をしてはいけないとする注記が加えられている。

一方、これに続く「軍法之掟」の最後には、これと対応させるかのように、以下のような条文が載せられている。

【史料5】「軍法之掟」第五四条

一、軍法條々心二入能不守備ハ最害多者也、殊二大ナ

【表1】万治四年軍法の「軍法之旋」と諸書の対応

| No. | 「軍法之旋」 | 「光政公卿算集軍法旋」 | 山田道悦軍学書 | 井伊家の軍法 |
|-----|---|---|--|--|
| 0 | 文武弓馬之道可相暗事、(中略)右算永十二年天下之御旋也、 | | | |
| 1 | 出陣一番員仕度シ二番員可打立、留時ハ可太鼓、相圖之時刻不可違事、 | △03 陣陣之所ニテハ一番員ニ仕度シ二番員ニ相立ヘシ、 | | 27 陣陣ノ処ニテ一番太鼓ニテ支度シ三番太鼓ニテ可押出事、 |
| 2 | 陣陣之御諸卒不依上下ニ乱行儀高声亦ハサヤウ事ナク、 | ○01 陣陣之御諸卒上下共ニ宿入店屋ヲ通ル時行儀ヲ亂シテ、 | 人数押(15) 押行時諸卒寄合ヒサヤウ事ナク、 | |
| 3 | 敵國ニ發向之時押出規、如定法之先手押出シ人数立墜メニ備押出人数可立、 敵地へ押入時先手之士大将ハ旗本ヨリ先へ參ル物見之一左右次第可押、 井山坂重林アル所ニ行懸ル刻ハ一ノ備ハ人数ヲ立騎馬ハ下リ立手縫ヲ取、 (※解説部分)是第一也、初日ノ作法ヨクシハ後々迄懸ルモノ也、 | ○30 敵國発向ノ時押出ス朝如一定ル法ノ先手押出シ人数ヲ立墜メタル時、 ○25 敵地ニ押入ル時先手ノ待大将ハ旗本ヨリ先參テ物見ノ一左右次第押ヘキ ○21 山坂石地重林アル所ニ行懸ル刻ハ一ノ備ハ人数ヲ立騎馬を下リ立 ○30 此法ハ大将吟味ノ入シ玉ヲコト第一子リ、初日ノ作法旋ナル時ハ後々々テ法旋ナルモノ也、 | 人数押(1) 初日之作法ヨクナリ又時ハ先々々テ法キハハリ諸卒在旋ヲ守ル者也、 | |
| 4 | 不依何方ニ敵不意ニ懸来ル事アラハ、何レノ備成共敵突テ懸ル備へ可為先手事、 | ○20 何方ニテ不意ニ懸リ来ルコトアラハ何レノ備成共敵突テ懸ル備先手タル | | |
| 5 | 番頭足懸頭合戰陣取道行共ニ替ルヘ可相勤、 | △27 諸役者当番非番事書出シコトク、 | | |
| 6 | 持鎌面々馬ノ右ニ可持ス、 押前ニテ用所アラハ下立馬ハ押前ニ引セ用カチナヘハ本馬次ニ可乗、 或ハ卷ヲ懸テ或ハハリツク時ハ脇へ乗出シ若衆吾人縫持吾人馬取三人召連シ、 | ○10 鎌右ノ脇ニモタヌルコトハ第一道行 ①△09 押前ノ時用所アラハ馬ヲワキエ乗ヨケト云ハ書出コトシ | | 14 持鎌馬之右脇ニ可持、 15 人数押之時馬上ノ者用所有之ハ下立押前ニ奉セ用所調遣付可乗、 16 卷掛サセ候時ハ道脇へ乗ヨケ卷ヲ打セ本之押前へ可乗人、 17 ハリツク時ハ道脇へヨケ、跡ニ乗人先馬次間ヲ置可乗、 |
| 7 | 足懸頭ハ廣地ヲラハ左リ右ニ乗分ニ行ニ可參、 | ○26 足懸頭押ヤウ書出シコトク、 | | |
| 8 | 海川共ニ舟渡リ所ニテハ次第第一ノ二備ヲ立其間ヲ常ヨリ隔リ自大将ノ下知可相待事 | ○23 海川共ニ舟渡リノ所ニテハ次第第一ノ二備ヲ立其間ヲ常ヨリ隔リ自大将ノ下知次第可越事、 | | |

| | | | | |
|----|---|---|--|---|
| 9 | 弓銃炮其外兵具馬ニ付候事不可有、但大将有心得馬ニ付サスルコトノ格別之事、 | ○18.弓銃炮道具馬ニツクルコト有ヘカラス書出シコトク、 | | 49.弓銃炮ヲ小荷駄ニ附候ハハ為過錢(中略)大将心持有子鐘馬ニ附サスル事有是ハ外ノ儀也、 |
| 10 | 兵糧遣候時ハ不入乱様ニ要法ヲ定面々細子ヲ一所ニ集大将ノ下知次第替ノ可喰(中略)馬毛可為同前、 付 陣取前亦ハ合戦前二兵糧遣候事ハ三十町等ノ間ヲ置可食、 小荷駄押之事、敵合遠キ所ニテハ先手ノ小荷駄ハ先手ノ跡、二三宅同前、 此時ハ小荷駄奉行ハ備メ物頭ヨリ馬上ノ士二騎歩士五人或十人相リハ小荷駄ヲ可召連、 一組ノ上ニ付其下二面々ノ名ヲ可書、 | ○13.食物ヲ喰時ハ入乱シサルヤウニ守法ヲ面々ノ細子ヲ一所ヲツメ大将下知次第、 ○15.陣取前カ合戦前二兵糧遣事ハ三拾町行程間ヲ置キ喰ヘシ、 ○29.敵合遠キ所ニテハ小荷駄ノ作法書出シ通り、 ○22.小荷駄押ハ書出シコトク、 | 人数押⑥.敵アヒ遠キ時ハ先手ノ小荷駄ハ先手ノ跡ニ押、脇旗本御備モ其通也、 | 50.平士鐘并諸道具カラテ馬ニツケテハ一人ニ多ク持セテカラハ過錢右同前、 43.合戦前二兵糧遣候事、同馬ニ物飼事、可為下知次第、 |
| 11 | | ○28.舌組ノ小荷駄作法書出シコトク、 ○205.敵國ニ於テ押買狼藉停止事、 | 人数押⑧.小荷駄押之法之事一備之大將之被ヲ小荷駄印ノ上ニ付其下二其身ノ假名ヲ書 人数押(22).敵國ヘ押入行時蓋ニ乱妨狼藉人家ヲ敗ル事ナカシ、 | 26.家中之被官馬上ハ一日替リニ廿三十騎宛人夫小荷駄可召連、 |
| 12 | 敵國ニテ押買狼藉停止之事、 并人家ヲ捕スル事禁之、 老人童女不可殺、 付、竹木蓋不可伐、於軍用ハ各別之事、 | ①△06.敵國ノ人家ヲ捕テ候事ハ止候 △07.敵國之老人童女不可殺事、 △35.敵國ノ人家ヲ擯テ竹木ヲ伐取ルコト停止旨書出シコトク、 | | |
| 13 | 押前ノ時ハ不及云陣場ニテ五五人三人寄合道端ニテ語ル事要禁之、 道中ニテ旗本ヨリ貝ヲ立ハ則下リ立手鐘ヲ取取敵敵ニ向知ヌベシ(中略)管里ノ内ニテ一度モ如此シ、 | ○64.押前之時ハ不及云二陣場ニ於テ五人三人寄合道端ニテササヤキ語ル者之ハ上下ノ不禮急度曲事可用付事 ○24.道中ニテ旗本ヨリ貝ヲ守リ乗リノ行烈事書出シコトク、 | 人数押(12).平等之地チリトモ出町一里之内ニテハ二町三町死二度ホトアユミエヲヘシ、 | |
| 14 | 直參ノ者ハ不及云倍臣驍卒主人ヲ難シ脇道或ハ跡先ニ行事難停止之事、 | ○67.直參ノ者ハ不及云二倍臣ノ驍卒主人ヲ捨テテキ道ヲシ或ハ跡先ニ行コト停止 | | |
| 15 | 武器馬具其外諸道具分ニ過美ヲ不可致事、 | ○119.武器馬具其外諸道具分ニ過タル過美ニスヘカラス、 | | 52.直ノ士家中ノ士共ニ金銀ノ鎧并ノシ付鞘籠ノ上下金具一切停止、 |
| 16 | 於敵國家陣不可取事、 小屋入ハ大将引無下知以前不可入、諸道具可為同前事、 | ○111.於敵地ニ家陣不可取事、 | 人数押(4).押行道ニテ家村町アル所ニ陣スヘカラス、 | 18.無下知シテ陣屋ヘ不可入、同小屋ヘ不可道具取、 |

| | | | | |
|----|---|--|---|---|
| 17 | 小屋場定候後小荷駄番ニカハリ迎二遣又時ハ、信臣ノ馬上十騎或五騎ヲ鈿炮御出丁... | △14 小屋場定候後夫小荷駄番ニ懸リ迎二遣又時ハ信臣ノ馬上十騎ヲ鈿炮御出候儘日本可遣事、 | | 41 小屋場定午後夫小荷駄運夕番ニカハリ迎二遣又時ハ馬上ノ歴々二十キ鈿炮二十挺可遣事、 |
| 18 | 於陣中大將ノ下知ヲ聲シ法ヲ破口ニ任子適言申者於有之ハ急度可弁致敗事、 | | | |
| 19 | 於陣中常ノ行跡ニ替リ無礼ヲ子シ適言ヲ云クハ善シト心得ル者古今多シ | | | |
| 20 | 敵陣ニ向時ハ父子兄弟親類縁者知音ト云共音書通ル事堅不可有事 | △31 敵陣ニ向時ハ父子親類知音アリ共音書ヲ通ルコト堅不可有事、 | 陣取(30) 陣中ニテ諸侍下々マテ外トモ知言ハイウニ不及(中略) 敵方ノ者へ懸リニ出入ノ通路ヲ堅ク停止、 | |
| 21 | 於軍中諸勝負并振廻大酒譟小登高聲女色堅停止之事、右ハ弱兵之好ハ所也、 | △36 軍中ニテ諸勝負事書出コトク | | |
| 22 | 下知ヲキニ私之矢文并物見停止之事、敵方ヨリ矢文来ヲハ不被大將へ持参可 | △37 陣中大酒小歌高声事書出之通リ、 △38 無下知ニ私ノ矢文并二物見停止事、 △39 敵矢文被現セスト云コトハ定リ法也、書出シノコトク、 △41 他ノ備へ出入スルコト堅停止事、 | 陣取(31) 陣取陣押之時主諸手ノ物頭組頭私シノ物見ヲカタク停止スベシ、 | |
| 23 | 於陣中他ノ備へ不依上下出入停止事、 | △62 陣所ヲ堅ハ備々ノ下人共鑑ニ他ノ備ニ出入不可有、 △62 於陣中ニ住昔ノ遺恨有之共毛頭其儀ヲ存間敷事、 | 陣取(30) 陣中ニ於喧嘩口論人返シ諸卒私シノ出入アリトモ備陣チキ内ノ決断スベカラスト出陣前諸卒ニ申渡シ玉フ事、 | |
| 24 | 於陣中住昔ノ遺恨有之共毛頭其義存間敷事、若クは當座喧嘩口論猶以堅禁之、 | △42 陣中ニテ人返シ其外ノ出入仕出共陣中ニテ不可決、 | 陣取(30) 陣中ニ於喧嘩口論人返シ諸卒私シノ出入アリトモ備陣チキ内ノ決断スベカラスト出陣前諸卒ニ申渡シ玉フ事、 | 19 在陣中下々人返シ停止之事、 |
| 25 | 付人返其外如何様之出入有之共不依上下互堪忍可仕候、大將へ訴候共不可決理非、 | △43 (44) 陣中ニテ火事出来候共面々ノ陣屋ノ前ニ出テ折敷居テ大將ヨリノ下知ヲ可待事、 | | |
| 26 | 他ノ備ハ面々ノ陣屋ノ前ニ出テ折敷大將ノ下知ヲ可待事、 陣中ニテ馬ヲ放候ハハ拍子木三ツ可打、其時ハ諸手ニテモ拍子木可合、 常々馬放候ハハ可捕役人一備ニ二十人ツゞ定置可捕、 馬放候主人為過銀子番牧馬取ハ首代可申付事、 | △51 備之内ニ夜馬ヲ取放シタル事書出ノコトク、 陣取(31) 火事夜討トモカハ面々ノ得道具ヲモチヨリシキ鳴ヲシツクメテマツルベシ、 陣取(31) 主シ馬ハナリタラハ如法ノ一備ヨリ十人ツゞイテハラユベシ、 陣取(31) 馬主過錢法ノ如ク、 | 28 備ノ内ニテ夜馬ヲ放シ候ハハ拍子木ヲ三ツ可打、 28 付、馬取放候ハハ主人為過錢銀子一枚馬取ハ首代可申付事、 | |

| | | | |
|----|---|---|--|
| 27 | 夜討入時ハ鐘ヲ二ツ可撞、其時ハ諸手ニ子毛鐘ヲ可合、 | | 28 夜討之時ハ鐘ヲ二ツ可撞、 |
| 28 | 寢小屋ニ子敵俄ニ出タル由注進アル時ハ太鼓ヲ可打…、 | △57 寢小屋ニ子敵俄ニ出タル由注進アル時ハ早ク旗本ヨリ貝カ太鼓ヲ數ヲ定メ打ヘシ、 | 36 寢小屋ニ子俄ニ敵出ル由注進アラハ与頭ハ小屋ニ子貝ヲ可吹、 |
| | 其音ヲ聞ハ兵具ヲ着シ小屋ノ前ニ出子馬ヲ打立手鐘ヲ取可持下知事、 | △57 其音ヲキカハ兵具ヲ着シ小屋ノ前ニ出子馬ヲ引立手鐘ヲ取下知ヲ可待事、 | 36 一番貝ニ拵テ二番貝ニ面々小屋前ニ出子鐘ヲ持テ馬ヲ前ニ立静テリ返リテ可守下知、 |
| 29 | 陣中ニ子財寶ヲ心ニカケ監視仕事弱兵ノ子又所也、望業ノ雖然乘馬死候ハ可取事、 | △48 陣中ニ子財寶ヲ口コト弱兵ノ子又所也、最業ヘキ事、但乘馬死ハ取ヘシ、禁制ニテラス、 | |
| 30 | 忍ノ者屋ハ休ニ夜ハ張藩ノ内ヘ二人三人居テツナギノ者ノ所ヘ一ツハ可行情、 | △58 忍ノ者ハ屋ハ休ニ夜ハ張藩ノ内江二人三人居テ繁ノ者ノ所迄急入ツル行ヘシ、 | 37 忍ノ者ハ屋ハ休夜ハ張藩ノ内ヘ三人宛居テ繁ノ者ノ番所迄一人宛可行情也、 |
| | | | 38 張藩着リ如何ニモ忍ヤカニ夜中ニモ所ニヨリ一時替リニ可有、 |
| 31 | 初田小屋落ハ尤隨其時所ニ可成下知、人数ニ可有多少、 | △59 初田小屋落シハ尤其所ニ從カテ人数ニ多少有ヘシ、 | 39 初田小屋落ハ下知次第二騎馬一人ヨリ下一人宛足輕鉄砲二十挺宛同弓十張可撞 |
| 32 | 敵國ニ入出家山伏陰陽師以下ニ逢占仕事堅停止事、并商人百姓乞食等ヲ陣取ノ内ヘ不可入、 | △65 敵國ニ入出家山伏陰陽師以下ニ逢占仕事堅停止事、 | 陣取(39) 敵地ニ入子陣取時ハ其國ノ女童遊女出家山伏乞食ニ至ルマテ一切陣取ノ内ニ入レハカラス、 |
| | | △66 敵國ノ商人百姓遊民乞食ニ至迄陣所ノ内工不可入、 | |
| 33 | 於陣中敵ノ美ヲ談シ味方ノ悪ヲ説虚説申者古今有之必弱兵ニテリ、 | △46 陣中ニ子敵ノ美ヲ談シ味方ノ悪ヲトキ虚説ヲ談スルモ、 | |
| 34 | 於陣中可得利謀在之不依上下密ニ以書付大将ヘ可申事、 | △34 於戰場ニ可得利謀計ヲテリハ上下ニヨラス密ニ二者頭大将立可言上事、 | |
| 35 | 於陣中士共心ヲ一致ニ存シ相組中万事申合互ニ助合可救急難ヲ、是実ノ士之道 | | |
| 36 | 合戦前如法定一三三四五下備ハ難相定候、依敵地形ニ可有入替コト | △54 如法一三三四五下備ハ難定ハ敵ニヨリ地形ニ依テ入カエルコト有ヘシ、 | |
| 37 | 合戦可初剛士大将物頭迄面々ヲ持口ヲケテ(中略)他ノ備ハ不及云旗本ヘモ参間敷事、 | △61 合戦ニ取組ヘキ初リ侍大将物頭組頭迄面々持口ヲ明ケ用所アリ共他ノ備ハ不及云旗本江モ参間敷事、 | |

| | | | | |
|----|---|---|--|---|
| 38 | 敵合近ク成時ハ中略ソルヘ下知 シ業廻スト云共残備ハ静ニシテ可守旆 ヲ兼、 | ・55 敵合近ク成候時備ヲ立直シ足輕ヲ ケリ廻シ其レヘ下知ヲテシ業廻スト云 共残備ハ静ニシテ可守旆事、 | | |
| 39 | 諸奉行物頭其役ヲ守リ勤ル事第一ノ誓 | | | |
| 40 | 足輕共常ニ五人ツハ細ヲ定置、軍陣之時 ハ細ヲ重テ二細ヲ一ツニシテ十人ツハ組 合せ法ヲ堅可申付、 | ○△04 輕卒之者共ハ五人ツハ細ヲ堅ク 申付ヘシ、 | | |
| 41 | 足輕於陣取取玉業ヲ無沙汰ニシ、小屋ニ 入テハ垣ニ掛ケ或ハ柵トシ... | 002 輕卒之者諸道員ヲ權タエ手ヲヤス ムルコト有ヘカヲサル事、 | | |
| 42 | 戰場ニテ足輕ヲ立ル時ハ敵ノ足輕ヲ包ム 様ニ立ホトヲ指可打入、 | | | |
| 43 | 足輕頭戰場ニテ第一ノ心懸ハ敵ノ求ル地 ヲ比方ヘ取敷、 | | | |
| 44 | 敵合近時ハ足輕ハ火繩揆ニ三ツハ持口 業ツキカヘ頭ノ下知次第ニ可放、 | ・17 足輕ハ火繩揆ニ三ツハモテ口業ヲ ツキカエ下知次第可放シ、 | | 46 同時足輕ハ火繩揆ニ火ヲ三ツ宛付テ 口業ツキカヘ下知次第ニ可放、 |
| 45 | 合戦ニ取組時飲酒廢之、其時ハ指物ヲ 能指馬ノ腋帶ヲシメ縫刀ノ目釘ニ心ヲ付、 | ・16 合戦ニ取組御飲酒廢ヘカラス、其 時ハ指物ヲヨク指シ馬腋帶ヲシメ縫刀ノ 目釘ニ心ヲ付テ、 | | 45 合戦前兵糺遣仁馬ニ物頭候テ腰帶ヲ シメ小旗ヲ能指縫刀ノ目釘ヲ能シメスヘ シ、 |
| 46 | 付、懸口ニテ指物ヲ落シ候トモ不可為越 度事、 | ・50 懸口ニテ指物ヲ落候共不可為越度 事、 | | 25 懸リ口ニテ指物ヲ落候共不可為越度 事、 |
| 47 | 諸卒背軍法令分散討死仕候共可絶其家 事、 | ・12 諸卒背軍法令分散於討死仕ニハ可 絶其家事、 | | |
| 48 | 懸籠ノ時ハ頭ノ下知次第早ク可進、上ケ 焼ノ時ハ勝負仕カケ候共早々可隨下知、 | ・56 退ケ焼ノ時ハタテハ勝負ヲ仕懸ルト 云共頭ノ下知ニ從テ一所二早クヌラヘ シ、 | | 35 懸リ再拜ノ時ハ如何様ノ難所ナリ共可 掛、又トヒ再拜ノ時ハ縱勝負仕候共頭ノ 下知次第一所ニヌラフヘシ、 |
| 49 | 戰場ニテ主人ノ勝負ヲ不見届以前ニ逃帰 者於有之ハ可處斬罪事、 | ・83 戰場ニテ其物頭細頭ノ勝負ヲ見ハ テサレ以前ニ逃帰者有之ハ及帰陣ニ遂 穿鑿ヲ可處斬罪事、 | | |
| 50 | 物見武者ハ自身ノ高名ニ心ヲ懸注進帯ヲ ハ可為重罪、 | | | 23 物頭使番物見ノ者手前ノ用無無心元 不存自分ノ心懸ニ分散シテ於討死ハ 兼々如法度申附可絶其家事、 |
| 51 | 味方ヲ相討仕業尤可有事也、雖然其 首ヲ於争ニハ相討ノ本意味方ヲ可助ニハ 非ズ、 | ・45 陣中ニテ手負アラハ頼頼隔ナク可 相事、 | | |
| 51 | 大将先手ノ様子を一見乗出候時人指之 外供一人モ不可出事、 | ・52 大将先手ノ様鉢一覽ノ為乗出シ玉 ヲ時人指ノ外供ノ馬上歩立迄一切不可 | | 32 大将先手ノ様子一覽ノ為乗出シ給時 人指ノ外供ノ馬上一人モ不可出、 |

| | | | | | |
|-----|---------------------------------------|---|--|---|--|
| 52 | 勝軍二千七十八敗戦二千七人数可集時 八分丸居ヲ可立、 | | | | |
| 53 | 士大将物頭於軍中其組之上下之忠戦之 穿鑿親疎ヲ不或有疎二可申間、 | △33侍大将物頭於軍中二其組ノ上下ノ 忠戦ノ穿鑿ノ親疎ヲ不論有疎二可致言 上事、書出シコトク、 | | | |
| 54 | 軍法條々心二人能不守備ハ最言多者 也、殊二大ナリ矣五アリ、 | | | | |
| (未) | (未)尾ノ書出ヌ家之軍法他へ渡者於有 之ハ不依大小急度曲事可申付事、 | (未)尾ノ書出ヌ家之軍法捉之條々他工渡 ス者有之ハ忽二可□成敗アリ、 | | | |
| ナシ | | ・ヨ80敵味方難々々二相近キ弓銃炮二子 目前二相殺シタル敵有リ共備ヲ走出ヲ首取 ルコト有ヘカラス、 | | 47敵味方難々々二相近キ、銃炮二子目 前二打殺シタル敵有之共合戦大事二候 間首取二備ヲ不可出、 | |
| | | ○99手廻リ小々姓右筆醫師□□以下ハ 後備ト御旗本ノ間二可乘、 | | 55小々姓ハ跡備ト旗本之間左右二別シ テ可乘、 | |

【表2】万治四年軍法の「留主ノ掟条々」「留主籠城之掟」に諸書の対応

| No. | 【軍法掟】 | 【光政公御草稿籠城巻】 | 【籠城五代自見之法】 |
|-----|--|--|--|
| | 【留主之掟条々】 | | |
| 1 | 1 戦國之時節、大将留主ナル事於有之ハ城ヲ預ル士大 将物頭共士共ニ大事之時也、 | 47 戦國ノ時ハ本大将ナリ城ヲ預ル侍大将物頭役人迄 王君へノ忠信ヲ忘ルヘカラス、 | |
| 2 | 2 家中諸士之働之品具ニ吟味シ書付、帰國之刻具セ可 申、 | ※【光政公御草稿軍法捉】33侍大将物頭於軍中二其組 ノ上下ノ忠戦ノ穿鑿ノ親疎ヲ不論有疎二可致言上事、 | |
| | 【留主籠城之掟】 | | |
| 1 | 本丸ニ之丸三之丸其ノ二士大将物頭ニ申付上ハ定 ル掟ヲ守不可有油断、 | 1 城ヲ預ケルコト本丸ニノ丸三ノ丸惣釋其シノ二侍大 将物頭ニ申付ル上ハ定マレ掟ヲ守リ少シモ油断有ヘカ ラズ、 | 49 門々守ル法ハ本丸ノ門ハ二ノ丸ノ大将ノ侍ニテ木 ヲセ三分ノ一ハ本丸ノ大将ノ侍ヲ置カズ、 |
| 2 | 本丸ノ門番ハ三之丸ノ士大将之組士三分一加ヘ可申 事、 | 2 本丸ノ門番ハ三ノ丸ノ物頭ノ組ノ侍三分一加ヘ守ヘ シ、 | (同上) |
| | | 3 二ノ丸ノ門ノ者ハ本丸ノ物頭ノ組ノ侍三分一加ヘ守ヘ ル、 | (同上) |
| | | 4 三ノ丸ノ門番ハ二ノ丸ノ組侍三分一加ヘ守ヘシ、 | (同上) |
| | 右十五日又ハ廿日ツニ二門番ヲ替可申、此役ハ先手二 ノ手之士大将之役也、 | | 26 法ニ云ク、籠城ノ内ノ門番ヲ替ル事ハ十五日或ハ廿 日ト日數ノ不足カヘサスル軍法也、 |

| | | | |
|----|---|---|---|
| 3 | 物見ハ大将ノ物見軽重ヲ可遣、士大将物見ハ替へ可遣事、 | 6物見ハ大将ノ物見軽重侍大将物見是ハ替ルへ可遣事、 | |
| 4 | 門并櫓数多クハ吟味仕敵付不自由ノ方ハ可罷事、 | 7門数ヲラハ敵ツキノ自由ヲラサル方ヲ目算ソツサケンシ、 | 11法ニ云ク、扉ヤウラヌル事ハ人数ノ多少ニ随フヘシ、 |
| 5 | 國中東西南北ヲ二ツ二分相定上ハ敵有時ハ如捉討手ニ可向、 | 8東西南北四面々ニコケテ守ヘキト相定ル上ハ敵アル時ハ他ニユズルコトヲク討手向ヘキコト、 | |
| 6 | 一接鋒起セハ定置番頭物頭早々退治可仕事、 | 10一接鋒起セハ定置物頭出テ退治可仕事、 | |
| 7 | 作切所可仕事、敵可寄方ニダノメニ穴ヲ梁サ四尺五尺ニ效多廻リ其土ヲ手ノ様ニツキ上テ可置事、 | 14作切所可仕事、敵可寄道ニダノメニ穴廻其土ヲ手ノ様ニツキ置也、 | |
| 8 | 士民人買ハ内々郡奉行ニ申付郡々ノ頭ヲ仕候者ノ子弟書付置候間 | 15士民人買取ヤウ事、郡々ニテ頭ヲ仕者ノ子ヲ人夫頭ニ仕也、 | |
| 9 | 親奉行蓋ニ無之様ニ人念可申付事、 | 16親奉行蓋ナキヤウ申付置事、 | |
| 10 | 家中人買ニ三之丸之内シテヨキ士屋敷吟味仕可入置事、 | 17面々侍大将家来人買ハ五ニ吟味シ取置ヘキ事、 | |
| 11 | 他国ニ親子兄弟縁者知者有之共此期ハ音書ノ通シ又ハ使ノ往来堅停止之事、 | 18家中人字七置所段々申付置久通ニ可仕事、二三ノ丸ノ内士屋敷ニ置也 | |
| 12 | 武具玉葉奉行入念蓋ニ無之様ニ可申付事、 | 19通國近國ニ親子兄弟有共書印返シ使ノ往来堅停止事、 | |
| 13 | 大将ノ書状越候時ハ尤可為連判、其上二面々自筆ヲ以一紙ツヘハ可被越事、 | 20玉葉奉行人事、 | |
| 14 | 大将ヨリ書状遣候時ハ判形并其使ニ吟味不可有油断、判墨クログキハ疑ヲ深スヘシ、 | 21武具奉行人事、 | |
| 15 | 櫓目ハ屋敷二度ニ度城内ヲ可廻是法也、下櫓ノ夜斗出テ持口へ下櫓ニチナミ聞ヘキコト、 (解説部分) 下櫓ノ夜斗出テ持口へ下櫓ニチナミ聞ヘキコト、 | 22大将江書状上ケル時尤連判タルヘシ、指出候面々自筆ヲ以一紙ツヘハ可被越事、 | 23大将ヨリ書状遣候時ハ判形其使ニ吟味油断有ヘカラサル事、但墨クログキハウカカフヲ深クスヘシ、 |
| 16 | 敵矢ヲ射ルコトヲ人火事ノ役人申付ル上ハ水桶ハソコ熊手此外道具用意仕置ヘキ事、 | 24櫓目ハ侍下櫓ニ色ニ申付事、但侍櫓目屋二度夜三度城内ヲ廻ル法也、 | 24櫓目ハ侍下櫓ニ色ニ申付事、但侍櫓目屋二度夜三度城内ヲ廻ル法也、 |
| 17 | 櫓并ニハ校間ヲタラスヘシ、仕様ノヌダシヲ掛ル也、 | 25敵火矢ヲ射コトヲ人役人ヲ申付ヘシ、 | 41法ニ云ク、敵ヨリ火ヲ射ル時ハ定メタル役者ヲ申付ル事法也、 |
| | | 26櫓并ニハサテヲタラスヘシ、仕ヤウハアリ、ヌダシヲカ | 41亦狭間ヲタナケレハ敵ヨリサテヲ射トツルモ也、 |

| | | | |
|----|---|---|--|
| 18 | 敵ヨリ仕寄ヲ付着ヘキト思時ハ其地ヲ此方ヨリ分別シテ筒銃炮ヲ段々ニカケ打スヘシ、 | 27.敵ヨリ仕寄ヲ付着ヘキト思時ハ其地ヲ此方ヨリ分別シ、大筒銃炮ヲ段々シカケケケタヌヘシ、 | 42.法ニ云ク、敵仕寄ツツキヨスル事アリ、其色黒ヘハ付け替ヘキ地形ヲ前ニ目算シテ射ヲモリ大筒中筒ヲ三段ニシカケ、 |
| 19 | 傍ノ方便ヲ請卒ニ知セザレハ敵方ヨリ早ク矢文ヲ射込種々方便ヌルモノ也、 | 28.傍ノ方便ヲ請卒ニシテセザレハ敵方ヨリ早ク矢文ヲ射込ニ色々方便ヌルモノ也、 | 44.法ニ云ク、敵ヨリ矢文ヲ射コミ相圖ノ旗ヲタテ見入ル事アリ、 |
| 20 | 籠城之時ハ重科ノ者有之共戦不決以前ニ成敗仕間敷 | 29.如此城ニ籠籠ル時ハ重科者ナリ共戦ヲ決セサル内 | 44.其外罪科アリトモ城中ニテ人ヲ殺ス事アルヘカラス、 |
| 21 | 城中門木戸朝暮ニ明立ル時ハ外ノ門ヲ早ク立サセ其後内ノ門ヲ立ル事法也、井門々ノ立合ノ下ノ土臺ノ石ヲ可取、 | 30.城中ノ門木戸朝暮ニテケタル時ハ外ノ門ヲ早ク立サセ其後内ノ門ヲ立ルコト法也、 | 45.法ニ云ク、城内ニテ門木戸ヲ立ルコトアリハ内ノ門ヲ遅ク外ヲ早ク立ヘシ、 |
| | 付、門ノ戸ヒテラ合セシメニ寸計アリヘシ、 | 31.門ノ扉ノ合目ハ式寸ホトアリヘシ、 | 45.門ノ扉ノ間ハ二寸ホトアリヤウニシタルカヨシ、 |
| 22 | 門々ノ内ノ脇ニハナナルヘキ地アラハ空地ヲ置ヘシ、門外ニハ空地ナキヤウニスヘシ、 | 32.門々ノ内ノワキニハナナルヘキ地形アラハ空地置クヘシ、 | 45.門ノ内ノ脇ニハヤカホトモ空地ヲ置ヘシ、 |
| 23 | 櫓ニテ大筒ヲ可打時ハ三方ノ軒下ヲ長ク狭間ニ切可申、煙コモル故也、 | 33.櫓ニテ大筒ヲウタヌヘキト思時ハ三方ノ軒下ヲ長クサマニ切りタルカヨシ、 | 41.亦石火矢大筒ヲウツ時ハソリ狭間大キニ崩ルヘノ也、 |
| | 櫓ノ戸ハ何レモアケ戸ニスヘシ、 | 34.矢倉ノ戸ハ何レモアケ戸ニスヘシ、引戸ハアジヘ、 | 46.法ニ云ク、櫓ニテ大筒ヲウツ時ハ煙内ニコモリ見エヌ |
| 24 | 引櫓ハ三間ニシテ板ニサソヲ打中ヨリ内ヘ引取様ニ可拵、 | 35.引櫓ハ三間ニシテ板ニサソヲ打門ヨリ内ヘ引取ヤウニ拵ヘシ、 | 46.(前略)城内ヨリ引櫓ハ三間ニシテ板ニサソヲ打中ヨリ内ヘ引トルヤウニスヘシ、 |
| 25 | 矢銃炮之狭間籠屋ハ如常可切、籠屋クハソチケル可切ルヘシ、 | 36.矢銃炮ノ狭間籠屋クハ常ノコトク切ルヘシ。籠狭クハソチケルカサケ切ルヘシ、 | 47.櫓ハソノ狭狭クヲ以狭間ノ切ヤウ有り、 |
| 26 | 城内ニテ大ヲ一切不可置、夜突て出時アツキモノ也、 | 37.城内ニテ大ヲ一切置ヘカラス、夜ル突テ出ル時シヤマニナルモノ也、 | 48.城内ニ一切大ヲ置ヘカラス、 |
| 27 | 乱グイハ氷櫃ヲラハ逆木ノヨウニシテウツヘシ、 | 37.亦乱櫃ハ氷櫃ニハ逆木ノヤウニシテウツヘシ、 | 61.水底ニ乱櫃サカモキヲ知タル事モアリ |
| 28 | 城ノ方角ニ目付所ヲ定メ置町ヲ知ヘシ、 | 38.城ノ方角ニ目付所ヲ定置キ町ヲシルヘシ、 | 38.法ニ云ク、城之四方ノ町ヲシル事ノ規々ニ目付ヲ仕置ヘシ、 |
| 29 | 城ヲ持壁ヲテモ夜討夜軍ニ可出心指ヲ第一トスヘシ、 | 39.城ヲ持壁ヲテモ夜討夜軍ハ出スヘキ心得ヲ第一トスヘシ、 | 4.法ニ云ク、籠城之内ノ戦ヒハ夜ルヲ第一トシ |
| | | | 58.(夜討を仕掛ければ)請卒ノ氣モアツクナリヨク一致スルモノ也、 |

| | | | | |
|----|--|---|---|---|
| 30 | 夜討ニ出ル時ハツアリヲ能申合出ルモノ也。(中略)城 中ヲ出ル時ハ二口ヨリ出テ先ニチ一ツニ成事有、 | | 40夜討ニ出ル時ハツアリヲヨク申合出ルモノ也。(中略) 其上城内ヲ出ル時ハ二口ヨリ出テ先ニチ一ツニナルコト 有リ、 | 51夜ルノツアリヲ置ヤウテリトイコハ伏セノコトク数々ニ 置クベシ、 |
| | | | | 52.(夜討に出る場合)二口ヨリ出先ニチ一ニナルヤウニ モスル、 |
| 31 | 捨曲輪ヲケ所カニケ所ニシテ可置、 | 41捨曲輪ヲケ所カニケ所ニシテ置キタルカヨシ、 | | 19法ニ云ク、捨曲輪ヲスル事第一之法也、 |
| 32 | 井ノ丸軍ハセズモノ也、 | 42井ノ丸合戦ハセズ物也、 | | |
| 33 | 平城山城共二道々二曲ヲ多付ヘシ、 | 44平城山城共二道々ノ二曲ヲ多クツケタルカヨシ、 | | |
| 34 | 木魚無油断打スヘシ、 | 45木魚ヲ無油断ヲタスヘシ、 | | 43法ニ云ク、城内ニテ木魚ヲ打法ハ一々二ノ間ヲ於テ ウケスベシ、 |
| 35 | 敵大軍ニ三方ヲカコイルハ時ハ其ノノノ備口ノ士 之法ヲレハ命ヲ不惜働キ諸卒ヲ謀メ持堅ムル様ニスヘ シ、 | 46敵大軍ニ三方ヲカコイルハ時ハ其ノノノ持口ノ ノノ持ノ法ヲレハ命ヲラシマス又働キ諸卒ヲイサメ持堅ム ルヤウニスヘシ、 | | 55法ニ云ク、敵三方ヲカコミ一方ヲ明テ責ム事定メタル ナリ、 |
| 36 | 平場ノ柵ハ七尺ニモ七尺五寸ニモスヘシ、 | 48平場ノ柵ハ七尺ニモ七尺五寸ニスヘシ、 | | 56法ニ云ク、柵ノ高サハ七尺ヨシ、但地形ニヨリ六尺五 寸ニモスヘシ、 |
| 37 | 繩手細道ニテハ先ハ一文字一通ニハ鋒矢ニ付ヘシ、 | 49繩手細道ニテハサキハ一文字一通、 | | 56細道ニテハ(柵を)鋒矢付ヘシ、 |
| 38 | 虎落ハ高サ七尺八尺ニモスヘシ、 | 50虎落ハ高サ七尺ニモスヘシ、 | | 56虎落ハ高七尺ニヌヘシ、 |
| 39 | 城内ノ雪隠ハ無心元所ニ三ヶ所モ五ヶ所モスヘシ、 | 51城内ノ雪隠ハ無心元所ニ三ヶ所モ五ヶ所モスヘシ、 | | 57法ニ云ク、城内ニテ心モトヲ忍ビ入ヘキカトウタカ ラシキ所ニハ雪隠立ルモノ也、 |
| 40 | 敵仕寄キビシク堀ヲ超掛ニ乗入時ハ弓銃炮鑓ニテハ防 難モノ也、 | 52敵仕寄キビシク堀ヲ越掛イ乗入ル時ハ弓銃炮鑓ニテ ハ防カレズモノ也、 | | 59法ニ云ク、敵キビシク堀ニツキ責入時ハ其間近クナリ テ弓銃炮鑓ニテハ防テ事ナリカタクモノ也、 |
| 41 | 俄ニ櫓掛ヲスル事ハ職長屋ヲ崩シスルモノ也、 | 53櫓ノ時櫓掛ヲスルコトハ職長屋ヲ崩シスルモノ也、 | | 60法ニ云ク、(櫓ニ)射シキ櫓取出ヲ普請スル時ハ(中略) 掘門等ノ用木ヲ切り、 |
| 42 | 弓銃炮ノ狭間ハ掛ノヒカエ木ヲキ所ニ可切、 | 54弓銃炮ノ狭間ハ掛ノヒカエ木ヲキ所ニキルヘシ、 | | 60弓銃炮ノ掘ノヒカエ木ヲキ所ニキルヘシ、 |
| 43 | 竹手炮ヲ火矢ニテ射ハキト思時ハ火矢ノ銃炮ヲ同様ニ シカケ打セ射カラルモノ也、 | 55竹手炮ヲ火矢ニテ射ハキト思時ハ火矢ノ銃炮ヲ 同ヤウニシカケウテ射カラルモノ也、 | | 63法ニ云、敵ノ竹タハハ火矢ヲ射カケ時ハ火矢ノ銃 炮ヲ同ヤウニシカケラキキモテ射カケ打カケスル事秘事 也、 |
| 44 | 籠城ノ士夫將物頭等廿日ヲソバルト云コト有、 | 56城ニ籠ル時夫將物頭等廿日ヲソバルト云コトアリ、 | | 65廿日ヲソバルト時ハ法ヲガハズモノ也トイウ事アリ、 |
| 45 | 用心ノ太鼓ハ本丸ヨリ打初ニノ丸三ノ丸ニ段々打廻ス モノ也、 | 57用心ノ太鼓ハ本丸ヨリ打初ニノ丸三ノ丸ニ段々打廻ス ウチマワスモノ也、 | | |
| 46 | 城ニツキ置難味普籠薪干物以下百廿日ノ薪ヲ以用意可 申付事、但堀ハ少シ多キカヨシ、 | 58城詰置難味普籠薪干物以下百廿日ノ薪ヲ以用意可 申付事、但堀ハ少シ多キカヨシ、 | | 22法ニ云ク、籠城ヲスル日數ノ法ハ百廿日ト定ム、(中 略)堀ハ一ハ入山ニ込ヘシ、 |

| | | | |
|------|---|------------------------------------|---|
| 47 | 城ノ土居ノ竹ヲ拂切ル時ハ二尺ツゞ残シテ切ルベシ、 | 59 土居ノ竹ヲ拂切ル時ハ貳尺ツゞ残シテ先ヨリ切ルベシ、 | 29 毛ジ籠城之時ハ土居の竹を一切拂フ事アラハ一尺五寸ツゞキチ上ラキルベシ、 |
| 48 | 長ク籠城スヘキト思時ハ家中ノ馬ハ侍セヌモノ也、 | 60 長ク籠城スヘキト思フ時ハ家中馬ハモタセヌモノ也、 | |
| 49 | 敵寄來時城ヲカサルコト法也、 | 62 敵寄來ル時城ヲカサルコト格法ナリ、 | |
| 50 | 土大将物頭ノ評定場只今有之評定場ニテスベシ、 | 63 土大将物頭評定ノ場ハ二ノ丸ノ内ニスベシ、 | |
| 51 | 絵圖之外禮數多スヘカラス、 | 64 禮數多クスヘカラス、 | 11 法ニ云ク、櫓ヤウララスル事ハ人数ノ多少ニ隨フヘ |
| 52 | 城内役所ノ二獲火數多格可置事、 | 43 城内役所ノ二獲火ヲアヌタニ抵置コト法ナリ、 | |
| 53 | 堺藁ノ虎落ハ五尺六尺ヨシ、 | 65 堺藁ノ虎落ハ五尺六尺ヨシ、 | |
| 54 | 櫓ヨキ城ナリ共堀向所々ニ番所ヲ立夜無油断番ヲ可置、 | 66 多ク櫓ヨキ城ナリ共所々ニ番所ヲ立夜日油断ナキヤウ番ヲ置クベシ、 | |
| 55 | 遠候ノ櫓ハタシカナル頭ヲ付四方ニ置敵ノ來候ヲ可知、 | 67 遠候ノ櫓ハ櫓成頭ヲツケ四方ニ置敵ノ來ルヲシルヘシ、 | |
| 56 | 馬出丸馬出角馬出其所ニ依テ可仕事、 | 13 馬出シ可仕事、 | |
| 57 | 玉葉ハ丸々ニツツゞ可置、奉行監無様ニ可申付事、 | 70 馬出ノ事 (〔 | 32 法ニ云ク、籠城之時ハ弓鉄炮玉葉弓弦ノ奉行ヲシルノ二定置ク事秘事也、 |
| 58 | 如此之時節ハ在々ニ士共吾人モ置申間敷事、 | | 34 法ニ云ク、籠城之時藁ヲ入ルヘウラハ丸々ニツツ宛小ニシテアシダクラニタテベシ、 |
| 59 | 敵寄來ル時城ヨリ出テ可討計在之時ハ箱ニ入置ク國中之絵圖ヲ披見地形ヲ吟味之上宜様ニ可働、 | | |
| (未1) | 此書付之外數品多キ事ナレハ委印不置事多シ、 | | |
| (未2) | 右二品共ニ大法如此、但伊豫守在國之時ハ此外トモ可被任指回事、 | | |

※川光政公御草稿籠城卷』には書き込みが多みられるが、本表ではそれを整理し本文中に含めた。

ル失五アリ、合戦ノ習イ一旦雖有引退コト味方之備
へ崩懸事、見崩聞崩裏崩友崩是也、此五ハ士大将物
頭臆病之至不可勝計尤可耻事也、其本ハ備在乱操二、
其本ハ手分并軍用之道具配狼ナル故也、其本ハ其士
大将常二武道無心懸無穿鑿故也ト 権現様上意之旨
承及所也、最武士タル者可嗜事也、

ここでは、軍法を守らないことによる害とその原因を
あげ、その根本が士大将の「武道無心懸無穿鑿」である
ということ、「権現様上意之旨」すなわち徳川家康の上
意を受けたものであるとする。そして、それを「最武士
タル者可嗜事」とする。

以上のように、この二つの条文ではそれぞれ「武士之
道」、「武士タル者可嗜事」を家臣らに求めており、共に
武士の有りようが強く意識されている。しかも、それを
武家諸法度と「権現様上意之旨」という將軍權威を引き
合に出すことにより強調している点が特徴的である。

○武士一般、諸役の心得の教諭としての側面
では、軍法が想定する「武士之道」とは何か。万治四
年軍法の他の条文でも、「武士之道」という語句、あるいは

はその反対としての「弱兵」という語句が多く使われて
いる。

【史料6】「軍法之掟」第二一条

一、於軍中諸勝負并振廻大酒諷小哥高聲女色堅停止之
事、右ハ弱兵之好ム所也、心懸ル士成ス所二非ス、
急度曲事可申付事、(解説部分省略)

例えば、右にあげた第二一条のうち、冒頭の「停止之
事」までの勝負事や大酒の禁止は軍法に一般的な項目で
ある。しかし、万治四年軍法ではこうした禁止事項を、「弱
兵」という「心懸ル士」にあらざる者のなす事柄である
という説き方をする。こうした、「武士(士)之道」、そ
の反対にあり批判されるべき「弱兵」という語句を用い、
武士のあり方を説く条文が万治四年軍法には数多くみら
れる(表3)。これらを勘案すれば、「武士(士)之道」
とは、すなわち戦場においても平生と変わらずに礼儀を
保ち、傍輩を助けて決して裏切ることなく、先陣を切っ
て果敢に戦うことである。その対極にある「弱兵」や「比
興者」(卑怯者)のふるまいをすることなく「武士(士)

之道」を心がけるべきことが、万治四年軍法では求められている。

また、万治四年軍法では、【史料5】で「士大将」の常の武道の心懸穿鑿を説いているように、武士一般だけでなく諸役の心得を説く条文（諸奉行物頭：「軍法之掟」第三九条、「留主之掟條々」第二条／物見武者：「軍法之掟」第四九条）も見られる。ここでは、「諸奉行物頭」「足輕頭」という配下を率いるべき役にある者として、あるいは物見という敵情視察とその報告を第一に心がけるべき者として、武士個人としての活躍に拘泥すべからざることが説かれている。

なお、「留主之掟條々」二ヶ条は、その第一条で大将が留主の際に忠義をもつて城を守るべきとするのに対し、第二条では諸役の心得と共に各人の働きを直臣陪臣といった身分の上下によらず調査し書付けさせ、それによって領地あるいは褒美を与えるとする。「留主之掟條々」においては、大将が留主の際に家臣がその大将のために戦うべきことが、忠義（「武士之法」）と利益（「領地或ハホウビ」）という二方面から説かれている。

○戦術・戦闘要綱としての側面

万治四年軍法には、規律のための行動規定以上の、戦術や戦闘の方法、戦陣での工夫を説いた条文が多く見られる。

まず、「軍法之掟」には備あるいは足輕隊を対象とした条文が多い。家老に率いられる備の戦術や特定状況での対応策を規定する条文（「軍法之掟」第三、四、八、三六条）では、敵国に侵攻した際に敵襲を警戒しつつ物見により敵情を調べながら進軍する方法（第三条）、不意討を受けた際には後続の備が敵に対し横鎗となるべきこと（第四条）、渡海渡河における備の立て方（第八条）、更には総大将による状況に応じた備の交替（第三六条）などが説かれている。

また、飛び道具をもつてまさに合戦の火蓋を切る役割を担っていた足輕隊の戦術や細かな行動、統制を規定する条文（「軍法之掟」第四十、四一、四二、四三、四四条）では、「足輕ナトハ法ユルカセナル時ハ大酒或ハバクエキナトスル也」「輕卒ハ草臥ヌレハ鎗ヲ横タヘ弓ツルヲ首ニカケセ ナカニツイ手矢モウツボヘ入ルモノ也」（第四二条解説部分）という。このような、足輕は怠惰な存在であるという認識のもと、足輕頭に対して足輕の五人組の

【表3】万治四年軍法中の「武士之道」、「弱兵」

| |
|---|
| 「弱兵」 |
| 軍法之掟19: 於陣中常ノ行跡ニ替リ無礼ヲナシ過言ヲ云ヲ以善ト心得ル者古今多シ戰場ト云共士之一事ナレハ常トスル所也然ルヲ何ソ士ノ常ヲ乱シ無礼ヲナサンヤ行跡常ニ不替シテ旣ニ随イ先登ニ進ミ強働ヲ以武士之道トス右之談習誤トハ乍云必弱兵ノナス所也ト古ヘ之名將定給所也如此之者ハ己カ親類縁者知音ノ權勢ヲカリ定置士大將与頭ノ下知ヲ輕スル者也重科不輕忽可加成敗事、 |
| 軍法之掟21: 於軍中諸勝負并振廻大酒諷小哥高聲女色堅停止之事右ハ弱兵之好ム所也心懸ル士成ス所ニ非ス急度曲事可申付事、 |
| 軍法之掟24: 於陣中往昔ノ遺恨有之共毛頭其義存間敷事若於當座喧嘩口論猶以堅禁之付人返其外如何様之出入候共不依上下互ニ堪忍可仕候大將へ訴候共不可決理非帰陣之刻遂穿鑿可申付陣中ニテ如此儀申ツソル者弱兵ノワザナル由往古ヨリ申傳ル所也堅可相嗜事、 |
| 軍法之掟29: 陣中ニテ財寶ニ心ヲカケ濫妨仕事弱兵ノ成ス所也、堅禁之雖然乘馬死候ハ可取事、 |
| 軍法之掟33: 於陣中敵ノ善(美)ヲ談シ味方ノ悪ヲ説虚説申者古今有之必弱兵ニアリ不依誰ニ急度可成敗事、 |

| |
|--|
| 「武士之道」関連文言 |
| 武家諸法度: 右寛永十二年天下之御掟也、然上者家中侍大小共ニ武士之道不怠、心懸油断仕間敷事 |
| 軍法之掟19: 於陣中常ノ行跡ニ替リ無礼ヲナシ過言ヲ云ヲ以善ト心得ル者古今多シ戰場ト云共士之一事ナレハ常トスル所也然ルヲ何ソ士ノ常ヲ乱シ無礼ヲナサンヤ行跡常ニ不替シテ旣ニ随イ先登ニ進ミ強働ヲ以武士之道トス右之談習誤トハ乍云必弱兵ノナス所也ト古ヘ之名將定給所也如此之者ハ己カ親類縁者知音ノ權勢ヲカリ定置士大將与頭ノ下知ヲ輕スル者也重科不輕忽可加成敗事、 |
| 軍法之掟35: 於陣中士共心ヲ一致ニ存シ相組中万事申合互ニ助合可救急難ヲ、是実ノ士之道也、然ルニ身ノ為ニノミ心ヲ入朋友之不救難ヲ剩ダシヌキ偽事可為比興者、是味方討之類也、此旨士大將物頭士中ニ至マテ可堅得心可仕事、 |
| 軍法之掟50: 味方ヲ助相討仕義尤可有事也雖然其首ヲ於争ニハ相討ノ本意味方ヲ可助ニハ非ス奪首ヲ心懸ル本意分明也奪首ハ實剛之士可仕事ニアラス奪首ハ味方討ノ本也味方討ハ小身者之逆心也武士ノ道嗜者此旨可存事、 |
| 軍法之掟54: 此五(五つの崩れ)ハ士大將物頭臆病之至不可勝計尤可耻事也其本ハ備在乱躁ニ其本ハ手シサ軍用之道具狃ナル故也其本ハ其士大將常ニ武道無心懸無穿鑿故也ト 権現様上意之旨承及所也最武士タル者可嗜事也、 |
| 留守之掟01: 、戦国之時節、大將留主ナル事於有之ハ城ヲ預ル士大將物頭共士共ニ大事之時也、一入忠功ヲ抽テ定置掟ヲ守事武士之法也、然ルニ数年之ヨシミヲ忘レ此難儀ノ時實忠ヲ不存油断仕意コトアラハ末代マテノ耻辱不忠不義ヲ顯ス処也、互ニ心ヲ一致仕城中国中ヲ可守、右様之時節シマラサル根元ハ士大將物頭マテ互ニ權威ヲ争故也、愚ナル者ハ如此之時節ハ威勢ヲ専表ニ立常ニ替言行無礼ヲナスモノ也、權威ハ時之花、子孫ニ伝ル規模ニ非ス、亦我カ士道ノワザニ非ス、是大キナル心得違也、依其諸卒不一致大將ヘ之忠ナク其身毛滅亡スル者古今多、第一士之司タル者ハ威ヲ他ニアタヘ我カ功ハ人ニ讓ル事實之士之道也、如此士大將作法ヨケレハ諸人一致シ忠意コトナシ、是忠臣之道トス、是城ヲ守之根元タルコトヲ得心シ堅固ニ作法可慎者也、 |
| 留主籠城35: 敵大軍ニテ三方ヲカコマル時ハ、其レノ備口ハ士之法ナレハ命ヲ不惜働キ諸卒ヲ諫メ持堅ムル様ニスヘシ、若防難キ持口ヘハ早々浮勢カケ付可働、運ハ天ニ在、死ハ定物ソ、爰ヲ敵ニ破ラレテハ士大將其組ノ士迄永ク悪名ヲ取、其上先祖ハバヅカシメ、妻子ニハ耻ヲアタルコト眼前也、イキテハ何ノセンカラント士大將走廻リ下知スル時ハ持コタルコト必定也、其上一方アケ不責方ノ士大將少毛無油断可心得、不意ノ責トテ明タル方ヨリ責入事有モノ也、其外味方ノ下臆落行モノ也、可心得也、 |

相互監視による統制（第四十条）や陣屋場の作法、あるいは射撃の仕方を教え込むべきであるとする（第四一条）。その上で、戦場ではそうした足軽隊を敵の足軽を包むように配置して鉄炮を打つように（第四二条）、あるいは味方の有利になるような位置を取るようこれを運用すべきであるとする（第四三条）。また、戦いに際しては火縄が消えやすいことや口葉がこぼれやすいことに注意し、騎馬武者は馬を、歩者は帯の上を打つべきといった、細かな、しかし重要な心得が説かれる（第四四条）。

この他にも、小荷駄隊の警衛の仕方（第四十一条）や日が落ちてから小荷駄隊を迎えに行く際の作法（第四十七条）など、戦闘力を持たない小荷駄隊をいかに敵襲から守るかにについても規定されている。

一方、籠城戦を想定した「留主籠城之掟」は士大将が籠城の際に取るべき対処法、細かな工夫の列挙となっている。例えば、城からそれぞれの方角に目安となる所を定め距離が測れるようにすべきこと（第二八条）、材料の大小や場所応じた虎落（マガリ、竹を組んだ柵）の作り方や設置方法（第三八条）、雪隠を城内の人氣のない場所に設置すべきこと（第三九条）、敵勢の竹たば（銃弾を防

ぐために用いる）を火矢で焼く際に消火作業を防ぐために鉄炮も一緒に打つべきこと（第四三条）、竹（虎落の作成などのために必要となる）を土塁から調達する際には二尺残して切る（敵の進軍速度を遅らせるためか）こと（第四七条）、等々である。

以上のように、万治四年軍法には、一般的な軍法に見られる軍紀維持を目的とした行動規定の側面のほかに、武士一般や諸役の心得教諭としての側面、さらには戦術・戦闘要綱としての側面も存在する。

（2）万治二年軍法に特有の条文

万治二年軍法の条文のほとんどは万治四年軍法の「軍法之掟」と共通する。恐らく、「軍法之掟」を作成する過程で、一部の条文を抽出して読み聞かせたものであると考えられる。そのため、万治四年軍法に見られる前述のような特徴を万治二年軍法も備えている。

ただし、同内容の条文であっても、「軍法之掟」の本文には記されている規定の一部が述べられていない例や「軍

法之掟」の本条の解説部分に記されている故事が申し渡されて例も見られる。また、全く異なる内容をもつ条文も存在する。以下では、特に「軍法之掟」には見られない条文や文言をあげ、万治二年軍法の特徴を明らかにする。

○第一、二条

【史料7】万治二年軍法第一、二条

一、吉利支丹之事累年度々被 仰出候間、無油断相改有残ナル者心ニ掛可申候、并数年被 仰出御法式弥可相守事、

一、御軍法之条数未成就不仕候二付、今度御書付御出シ不被成候、来年御 帰城之刻ハ老中番頭へハ可被下候、先其内ニモ覚候テ可然ト被 思召候二付、何茂被 召上御口上ニテ被 仰渡候、銘々職分ノ所斗ヲ覚可申候、

第一条では切支丹改め、および幕府の法度を守るべきという参勤前の訓示で毎回申し渡されている文言が、第二条では軍法が未だ完成していないため今回は書付とし

ては発布しないが口頭で仰せ渡す旨が述べられている。

○第三条

第三条では寛永十二年武家諸法度第一条が掲げられており、これは万治四年軍法と同様である。しかし、万治二年軍法では、その後の注記が「此法ヲ本として私ノ法式ヲ被仰出候」すなわち武家諸法度を根拠として軍法を発布する、となつている。

○第四条

【史料8】万治二年軍法第二条

一、敵国発向之時店屋酒屋へ入間敷事、付、鑓ヲ馬ノ右ニ持セ可申、用所有之時ハ下り立馬ハ元ノ押前二引セ用所相調候ハ、元ノ所へ乗可申候、杵掛候時ハ道脇へ乗よけ仕廻候ハ、元ノ所へ乗入可申候、尿つく時ハ先ノ馬次間ヲ置銘々ハ乗可申候、付、高雑談私語申間敷事、加様之行列之儀式常々堅被 仰付ハ加様ノ平シニ而候、常ハ法度と斗心得可申候、左様二而無之出陣之時ハ敵方ヨリ犬ヲ付置不形儀ナル備へハ戰場ニ而駈ル者也、然時ハ形儀悪備ハ破軍仕者也、大猷院様御上洛之時分道中供連ノ行列正きハ

皆平シニ被成候、山鷹野ヲ仕候も皆平シニ仕見申者也、

の勇武とハ可申事、

この条文の前半、「付、高雜談私語申間敷事」までは「軍法之掟」の第二、六条と同様である。しかし、万治二年軍法では、後半（傍線部分）において、この行列に関する規定が単なる戦陣における軍法ではなく、「常八法度と斗心得可申」ものであり、これを平生から心掛けていなければ戦場では役に立たないものであるという認識が示されている。

○第一条

【史料9】万治二年軍法第十一条
一、喧嘩堅禁制也、

権現様頃今切ノ渡ニ而平岡金十郎下人船ヲ取居申ヲ其船是へ渡候様ニと申候ヲ金十郎者渡間敷と申ヲ其ま、寄合切殺たるヲ金十郎見而兎角不申候を金十郎腰抜など申沙汰有リ、其後於小牧一番鎗ヲ合無比類働有リ、其後加様之沙汰有由申付レハ金十郎惣テ我ハ喧嘩不得手ト申タル由御物語、ケ様ノ侍コソ真実

戦陣における喧嘩の禁止は軍紀維持の基本であり、「軍法之掟」第二四条にも遺恨を抱くことの禁と関連して説かれている。しかし、万治二年軍法においては、単にこれを禁ずるだけでなく、屈辱的な場面であっても喧嘩を行わず、腰抜けと罵られながらも戦場において比類なき働きをした平岡金十郎を例に挙げこれを「真実の勇武」と讃えている点が特徴的である。

○第十五条

この条の前半では拔駆けの禁止が説かれている。しかし、「軍法之掟」ではこの項目は直接的には説かれていない。拔駆けの禁止は軍法の基本的な項目であるため、「軍法之掟」においてこれが明記されていない点は不審であるが理由は不明である。

○第二八、三三條

【史料10】万治二年軍法第二八、三三條

一、侍大将物頭惣侍中ニ至迄武勇之心掛有之者ハ幾度モ可被召仕、然ル時ハ誰々ハ数度御遣我ハ不被召遣

ト御恨ニ存間敷候、依之只今被 仰聞候、

一、御出陣之時折ニ依候テ小勢ニ被召連義モ可在候、
左様之時ハ常々武勇之心掛も無之徒ニ暮シ申者ヲ御
残シ可被成候間、其時縦知行取申なとト御断ニ及間
敷候、御許容被成間敷候、無足人成共其心掛有之者
ハ宜可被召連事、御引言ニ縦ハ茶之湯之功者ハ数寄
屋ノ作事之時奉行ニ申付け乱舞ノ功者ハ其用ニ遣候
ことく武勇ヲ心掛申者ハ軍用ニ可被召連、此段主人
ニ成而合点可参候、公家町人ノ真似スル者ハ軍用難
被召連候、

この二つの条文では、共に出陣の段階において「武勇
之(ヲ)心掛」を基準として光政が家臣の中から召連れ
る者の選別を行う旨が説かれる。そして、そこで選ばれ
るためには常日頃の「武勇之心掛」が肝要であり、「公家
町人ノ真似スル者」は戦陣には用い難いとする。

興味深いことに、光政は軍法を読み聞かせた後にこの
第三三条とほぼ同内容の一文を、対象を替えて再度申し
付けている。

【史料1-1】『日記』万治二年(一六五九)三月八日

面々能かてん可仕候、常々此義ニ心懸、吾職ニ不怠仁
ニてなくハ、自然時、先ニても其人ナラテハ使かたく
候、常々吾職ニ不心懸、遊山、公家ノわざ、町人ノわ
さなどニ心かけ候者ハ、如様之時、物頭ニて候共召遣
申ましく候間、其時我ヲ恨申ましく候、面々主人ニ成
見可申候、たとへハ常ノ事ニても、茶湯好者、能はや
し好者候ハ、すきを仕候時ハ此者ヲよひ出し可召遣
候、能ヲ仕候時ハ此すきを召遣可申候、此義とかハる
事ハ無之候、常々武道心懸候者ハ軍陣ニて遣可申候事、
又一本鎗ノ者も、常々士道ニ心かけ武芸たしなむ者ヲ
番頭能々きんミ仕置可申候、遠国へノ時又近所ニても、
人数すくなく召連候時ハ、加様ニ心かけ候者計すくり
可召連候、身代よく候とても常々心懸なき者ハつれ申
ましく候、支配取成とも心かけの者ニハ馬にも乗可召
連候間、頭常々きんミ可仕置候事、

ここでは、第三三条において「常々武勇」を心がける
べきとしている部分が「常々吾職」とされている。ここ
で具体的に念頭におかれているのは、これを聞いている

者たち、すなわち家老、番頭、物頭、組頭らであろう。そして、後半では、彼ら家臣を率いる者たちに対し、自分の低い一本鎧の者⁽²⁴⁾であっても「常々土道二心かけ武芸たしなむ者」であれば選りすぐって戦場に召連れるため、そうした者たちを常々吟味しておくように申し付けている。

以上のように、万治二年軍法においては、万治四年軍法の「軍法之掟」には見られない武士一般・諸役の心得の教諭の条文が加えられている。しかも、その心得は戦陣においてのものであるだけでなく、常々からのものであるとされている。そもそも、軍法が軍陣において用いられる法であり、またその時にいたって発令されるものである限り、そこに平生における行為や心得に関する規定が載せられることは無意味である。しかし、この万治二年軍法は、軍陣での発布を前提として、平生において家臣らに対して口頭で申し渡されたものであった。これらの条文、およびその上で重ねて述べられる【史料1】は、こうした状況を意識した上でのもので考えなければならぬ。そこで重ね重ね申し聞かされる「常々武勇」の心がけとその実践としての武芸の嗜み、あるいは

人を率いる役にあるものとしての心得の背景には、軍法を家臣に読み聞かせた光政の、家臣に対してそれを求める心情があるのではないだろうか。この点は、後に考察する。

第三節 軍法の作成過程

では、このような内容をもつ軍法は、誰によつてどのように作成されたのであろうか。軍法の作成過程については、万治二年軍法の申し聞かせの数日前に家老や軍鑑に「軍法下書」を見せたという記述が『日記』に見られる（『日記』万治二年（二六五九）年三月四日）ものの、それ以前、およびそれ以降にこれに関連する記事は見られない。また、藩政記録である『御留書』にも軍法の作成に関する記事は見られない。

一方、この過程に関連すると思われる史料として、池田家文庫には『光政公御草稿軍法掟』⁽²⁵⁾、『光政公御草稿籠城巻』⁽²⁶⁾という冊子が存在する。本節ではこれを軍法や池田家文庫内の諸軍学書と比較し、軍法の作成過程を復元する。

(1) 軍法の草稿

① 草稿の概要

『光政公御草稿軍法掟』、史料名は後世に付されたと思しき外袋の袋書からとられたものであり、冊子の外題は「軍法掟」、内題は「軍法ナラシノ掟」である。通し番号が振られた一つ書き七十ヶ条および末尾の文言からなり、その多くには本条に加え一段下げてその解説が記されている。内容は野戦や合戦一般を想定した軍法である。条文の頭にはそれぞれ「○(あるいは「〇」の中に「・」)」「(〓道行)」、「・」(〓合戦)、「△」(〓陣取)という印が打たれるなど、記号や斜線の書き込みが多く見られる。ただし、この三つの記号以外の書き込みの意味、前後関係は不明である。

もうひとつの『光政公御草稿籠城巻』、史料名は後世に付されたと思しき外袋の袋書からとられたものであり、冊子の外題は「籠城之巻／上ル」、内題は「出陣留守之掟」である。一つ書きで七十ヶ条からなるが、『光政公御草稿軍法掟』とは異なり解説および通し番号は記されていない。

い。内容は籠城戦を想定した軍法である。また、記号や斜線、文章などの書き込みも多く見られる。

なお、この二つの冊子は共に筆記者および年月日が記されていないが、本文の筆跡は近似している。それに対し、書き込みは本文とは別な人物によつてなされたと考えられる。この点は後に考察する。

② 『光政公御草稿軍法掟』と

万治四年軍法「軍法之掟」、万治二年軍法の比較

万治四年軍法のうち、野戦を想定した「軍法之掟」と『光政公御草稿軍法掟』には、同様の内容を持つ条文が数多く存在する。一例をあげる

【史料12】

・『光政公御草稿軍法掟』第三四條

廿四 一、於戰場二可得利謀計アラバ上下二ヨラス密

二書付以頭大将江可言上事、

○此心ハ戦之道ハ少ノ方便ヲ以大敵ヲ亡スコトアリ、其上逆心ノ者モシル、コトアルモノナリ、

※書き込み部分は省略

・「軍法之掟」第三三条

一、於陣中可得利謀在之不依上下密二以書付大将へ可申事、

此心八道ハ少ノ方便ヲ以大敵ヲ亡スコト有、其上逆心ノ者モ知ルコトアリ、

右の例は、一読してわかるように語句の相違はあるがほぼ同文である。このように、草稿と「軍法之掟」の間には一ヶ条がそのまま対応する条文、および数ヶ条が一ヶ条にまとめられた条文が多く存在する。一方、草稿の全七〇ヶ条のうち十八ヶ条の文末には「書出シコトク」という文言が見られ、この草稿とは別に一書が存在したことをうかがわせる。しかし、これについては未発見である。こうした部分も含め、条文の対応関係を【表1】第二列に記した。この表から、「軍法之掟」は『光政公御草稿軍法掟』の諸条文を大まかに「○（道行）」、「△（陣取）」、「・」（合戦）」の順に並べ替えたものであることが分かる。

しかし、「軍法之掟」全五四ヶ条のうち、將軍權威を引

き合いに出す条文（武家諸法度、第五四条）、武士・諸役の心得に関する条文（武家諸法度、第十九条、第三九条、第四九条、第五十条、第五四条、および「留主之掟條々」第二条前半部分）、足輕の運用に関する条文（第四条、第四三条）、その他（第二七条、第五二条）が『光政公御草稿軍法掟』には見られない。

一方の万治二年軍法は、その条文の多くが「軍法之掟」と共通するため、ほとんどの条文は『光政公御草稿軍法掟』と一致する。しかし、「軍法之掟」には見られない万治二年軍法に独特の条文には、草稿に見られない条文も存在する。第一条および第二条、第十一条の喧嘩の禁止、第十五条の拔駆けの禁止、第二八条および第三三条の武勇の心がけを求める条文である。

③『光政公御草稿籠城卷』と

万治四年軍法「留主ノ掟條々」、**「留主籠城之掟」の比較**

【史料13】

・「留主籠城之掟」第七条

一、作切所可仕事、敵可寄方ニグノメニ穴ヲ深サ四尺五尺ニ数多堀リ其土ヲ土手ノ様ニツキ上ケ可置事、

・『光政公御草稿籠城巻』第十四条

〱 敵可寄道ニグノメニ穴堀其土ヲ土手ノ様ニツキ置也

一、作切所可仕事、是普請行之役也

※右の傍線は原史料のもの。

『光政公御草稿籠城巻』の多くの条文も、書き込み部分とでもそのままあるいは数ヶ条まとめられて万治四年軍法の「留主之掟条々」「留主籠城之掟」に取り入れられている。ただし、右の例のように、万治四年軍法には見られる詳細部分が草稿の本文には記されていない条文も多く、万治四年軍法を作成するあいだに右の書き込みのような補足がなされたことが推測される。こうした例も含め、対応する条文を【表2】の第二列にまとめた。

以上のように、この二つの草稿は、それぞれ万治四年軍法および万治二年軍法に対応していることが確認できた。では、この草稿は一体誰がどのような知識に基づいて作成したのであろうか。

(2) 草稿の出現

—— 山田道悦軍学書、井伊家の軍法 ——

これらの草稿は、二つの軍法と同様に単なる行動規定ではなく、細かな状況を想定して対処法を列挙した一種の軍学書ともいべき内容をもっている。一方、この当時の藩主である池田光政は、合戦を実体験していない世代ではあったが、北条流軍学の祖である北条氏長に師事し⁽²⁷⁾、また複数の軍学者を召抱えるなど軍学に関心を抱いており、池田家文庫にも数多くの軍学書が残されている。これらの史料の中に、草稿と同じ内容をもつ軍学書を見ることができると推測される。

① 山田道悦軍学書

山田道悦（一五九一～一六七二）⁽²⁸⁾は、承応三年（一六五四）に京都所司代板倉内膳正の紹介をもつて在京のまま浪人分で五拾人扶持を与えられ、参勤の際に光政に軍談をしていたが、後に百石を与えられて岡山に召しだされた軍学者である。その軍学は、太田持資（道灌）から信濃国豪族の村上義清の甥清信にいたる五人の武将によ

つて伝えられその間工夫されたと称するものである。この道悦の軍学を光政が高く評価していたことは、明暦三年（一六五七）頃と思われる光政から綱政に宛てた書状で「道悦はなし様々御聞候由尤二候、軍法之筋も御聞可有事、世間のとハかくへつ二ちかい能筋と存候事」⁽²⁹⁾と記していることから伺える。なお、道悦の死後、その遺品が池田家に納められたため、池田家文庫には道悦の軍学書が大量に伝存している。その軍学の全容はいまだ明らかになっていないものの、それを明らかにすることは本論文の課題から逸脱する。そこで、さしあたってそれらの軍学書のうちでも主要なものが納められた『御軍書』⁽³⁰⁾という箱の『古法万之法』『陣取自見之法』『戦五代自見之法』『物見五代自見之法』『城責五代自見之法』『人数押五代自見之法』『籠城五代自見之法』を主に使用して草稿との比較を行う。

○『光政公御草稿籠城卷』との比較

『籠城五代自見之法』⁽³¹⁾は、体裁の異なる他の本では『籠城之法』⁽³²⁾と題され、甲州武田家の籠城の際の軍法であるとされる。これを『光政公御草稿籠城卷』と比較すると、

以下のように共通する条文が多くみられる。

【史料14】

・『光政公御草稿籠城卷』第三六条

一、矢鉄炮ノ狭間堀廣クハ常ノコトク切ルヘシ堀狭クハシケクチイサク切ルヘシ、矢狭間ハ高ク切ルカヨシ、其上併ニモ走木ヲ上其上ニ立并ヒテ射ル時遠ク行アタルモノ也、

・『籠城五代自見之法』

一、法ニ云ク、（前略）亦堀ハマノ広狭ヲ以狭間ノ切ヤウ有リ、堀広キ時ハサマモ法ノ如ク切ルヘシ、セバキ時ハ法ヨリシケクチイサクキルヘシ、但矢狭間ハ一入高ク切り堀ニモ走木ヲ渡シ其上ニ立ナランデ居ル時ハ遠矢ニ行アタルモノ也、
口伝

このような条文の対応を【表2】の三列目に記した。

草稿の前半部分是对応しない条文も多いが、それ以降はほとんどの条文が『籠城五代自見之法』と対応しており、この山田道悦の軍学書『籠城五代自見之法』（『籠城之法』）が『光政公御草稿籠城卷』の出典であることは確かである。

る。

○『光政公御草稿軍法掟』との比較

『光政公御草稿軍法掟』の中には、『御軍書』の『陣取
自見之法』『人数押五代自見之法』と共通する条文が見ら
れる。

【史料15】

・『光政公御草稿軍法掟』第十一条

十一 一、於敵地ニ家陣不可取事、

○此心江民チクテンノ跡ニ入替リ陣スル時ハ

敵忍ヒ来リ風上ヨリ火ツケサワク所ヲウツ

謀アリ、■（脇に「又ハ」）所ノ地形ヲヨ

クシル故夜討ニ来ルモノナリ、其上家陣取

ル時ハ下々心ユルクナリ油断スルモノ也、

依其二イマシムル法也、

・『人数押五代自見之法』⁽³³⁾

一、押行道ニテ家村町アル所ニ陣スヘカラス、（中略）

必敵国ニテ家村町ニ陣取時ハ諸卒ノ心モユルクナリ

ヨロヅ法ヲミダサヌ（二三）モノナリ、其上敵其処ノ

地形ヲ能分テシルニ依テ夜討夜合戦ニ来ルモノ也、
曾テ陣取事ナカレ、

元々軍法という体裁であった『籠城五代自見之法』と
比較すれば細部や文章そのものが一致する条文は少ない
ものの、これらの軍学書と『光政公御草稿軍法掟』には
対応関係が見られる（【表1】第三列）。

また、こうした条文そのもの一致だけでなく、戦陣
において物見を重視すること、あるいは横鍵という戦術
の重視（但し、この部分は草稿では「書出ノコトク」と
されている）といった道悦の重視する戦術は、『光政公御
草稿軍法掟』（および万治四年軍法、万治二年軍法）にも
見ることができ。

【史料16】『物見五代自見之法』⁽³⁴⁾

一、物見之法ハ合戦之勝負ヲハカル役タルニ依テ道ヲ

シラサルモノヲ此職ニ居（スエ）ル事ナシ、軍之勝

負ハ物見之道ヲ知ルト不知トニアリト古ノ名将定置

玉フ、依其二五代之間銘々ノ自見之品々ヲ顕シ置ク

モノ也、雖然其時ニ臨テ外ノ品ヲ工夫シ計ル事物見

池田家に現存する道悦の軍学書の中では、『物見五代自見之法』（あるいは『五代物見自見之法』など）といった表題で物見について説いているものの数が群を抜いて多く、⁽³⁵⁾道悦の軍学においては物見が大きな売りであった。

そして、こうした物見を説くにあたり、『物見五代自見之法』では【史料16】のようにその重要性を説いている。

一方の『光政公御草稿軍法掟』においても、物見による現状把握が行軍の基本として重要視されており、大将がこれを管轄し（第三八条等）敵地や山地や藪などの敵が隠れていそうな場所を通る際には先手の勢は逐一本陣に伺いを立て物見を遣わすべきこと（第二一、二五条）が規定されており、これは「軍法之掟」にも取り入れられている。

また、横鍵に関しても、『戦五代自見之法』⁽³⁶⁾に「横鍵ヲ置事ハ合戦第一之法也、定マリ置ク所ト云フハ先手二ノ備之間ニ置クモノナリ」という記述が見られ、同書中では状況に応じた横鍵の置き方が説かれている。『光政公御草稿軍法掟』では「書出シコトク」として詳細は省略

されているものの（第二十条）、それに対応する「軍法之掟」第四条では士大将に対して敵の不意討を受けた際の備の戦術を定め、そのような場合には敵襲を受けた備が先手となって後ろに控える備が敵の横鍵を突くことを「掟」としている。

②井伊家の軍法

以上のように、『光政公御草稿軍法掟』は山田道悦の軍学に基づき、時にこれを直接的に引用して作成されていた。では、その対応関係の空白部分の条文はどうであろうか。

この空白部分に符合する史料として、井伊家の軍法がある。池田家文庫には、井伊家の軍法、軍書と称される冊子が数点伝存しており、⁽³⁷⁾それらのほとんどは前半が井伊家の軍法、後半が家臣らによって井伊直政に上呈された軍陣での心得や故事という構成になっている。比較的使用した『井伊家軍書（井伊兵部少輔被仰下候書上写）』の軍法部分の前書によれば、この軍法は十六世紀末に家康によって直政に付けられた旧武田家の家臣たちによって作成され、一旦家康に上呈された後にあらためて直政に下されたものであるというが、その真偽については不

明である。

この井伊家の軍法は全五五ヶ条からなる。第十三条までが装束規定、それ以降が行動規定としての軍法となっている。そして、この軍法に『光政公御草稿軍法掟』と同内容の条文が多くみられる。一つ例をあげる。

【史料17】

・『光政公御草稿軍法掟』第五八条

五八 一、忍ノ者八昼ハ休ミ夜ハ張番ノ内江二人三人居テ繋ノ者之所迄耆人ツ、行ヘシ、残ル者ハ陣取ノ廻リ山林川端詰リく、二可有シ、又張番替リハ忍ヤカニ夜中ニモ所ニヨリ一時替リカニ時替リニイタスヘシ、但其頭次第可依下知事、

○但忍ノ者ハスクヤカナル者ヨシ、其上繋ノ者置所ニ依テ数ニ大小アルヘシ、急成時ハナルコヤ火ヲ以繋之者早く旗本ツクルヤウニスヘシ、

※書き込み部分は省略、

・井伊家の軍法第三七、三八条

一、忍ノ者八昼ハ休夜ハ張番ノ内へ三人宛居テ繋ノ者ノ番所迄一人宛可行也、残ル者ハ陣取ノ廻リ可歩、

山ノ上川ノ端詰リく、二可有事、

一、張番替リ如何ニモ忍ヤカニ夜中ニモ所ニヨリ一時替リニ可有、其次第可依下知、

この例では、井伊家の軍法の忍の張番に関する二ヶ条が『光政公御草稿軍法掟』の第五八条の本文部分と対応している。このように、井伊家の軍法の行動規定に関する条文の多くは『光政公御草稿軍法掟』に取り入れられている。また、草稿では「書出シノコトク」として省略されている部分についても、対応する条文が井伊家の軍法に見られる。

【史料18】

・『軍法之掟』第六条

一、(中略) 押前ニテ用所アラハ下立馬ハ押前ニ引セ用ヲカナヘハ本ノ馬次ニ可乗、或ハ杏ヲ懸ケ或ハバリツク時ハ脇へ乗出シ若党耆人鎗持耆人馬取二人召連レ、其外ハ押前ヲ可遣、用仕廻次第本ノ押前へ可乗

入事、

・『光政公御草稿軍法掟』第九条

九 一、押前ノ時用所アラハ馬ヲワキエ乗ヨケヨト云

ハ書出コトシ、

△コレモ不意ノ時作法乱レハ敗軍スル故ニ常ニ

如此也、

※書き込み部分は省略、

・井伊家の軍法第十五、十六、十七条

一、人数押之時馬上ノ者用所有之ハ下立押前ニ牽セ用

所調追付可乗、

一、杳掛サセ候時ハ道脇へ乗ヨケ杳ヲ打セ本之押前へ

可乗入、

一、ハリツク時ハ道脇へヨケ、跡ニ乘人先馬次間ヲ置

可乗、其後前ノ如ク乗り入常ノ可為次第、

右にあげた行軍の際に用事ができた場合の作法について、草稿では「書出コトク」として詳細が記されていない。しかし、草稿の第九条と対応する万治四年軍法の「軍法之掟」第六条を井伊家の軍法第十五、十六、十七条と比較すると、一見してわかるように同内容である。この

ように、未発見の「書出」にも、この井伊家の軍法が引用されていたことが伺える。こうした点も含め、対応関係を、【表1】の第四列に記した。⁽³⁸⁾

以上、道悦の軍学書、井伊家の軍法と『光政公御草稿軍法掟』の対応関係を検討した。この二つと比較しても出典の空欄はなお見られるが、少なくとも『光政公御草稿軍法掟』の大部分は山田道悦の軍学および井伊家の軍法から成り立っていることが分かる。

(3) 草稿の執筆者

では、このような内容を持つ『光政公御草稿軍法掟』『光政公御草稿籠城巻』は、誰によって作成されたのであろうか。前述のように、この二つの草稿は共に署名がなく年月日も記されていないが、本文の筆跡は同一のものと思われる。

このうち、『光政公御草稿軍法掟』について若尾前掲書はこれを光政の筆としている。⁽³⁹⁾しかし、これと同じ筆跡の『光政公御草稿籠城巻』は表題が「籠城之巻／上ル」と記されており、何者かによって献上された書付である

ことがうかがえる。この点について、『光政公御草稿軍法
掟』および『光政公御草稿籠城巻』の敬語が書き込みお
よび対応する万治四年軍法で消されている点に注目した
い。

【史料19】

・『光政公御草稿軍法掟』第六六条

六六 一、敵国ノ商人百姓遊民乞食ニ至迄陣所ノ内工

不可入、但大将御尋候御事有之ハ各別ナリ

「軍法之掟」第三二条本文部分

一、敵國ニ入出家山伏陰陽師以下二逢占仕事堅停止之

事、并商人百姓乞食等マテ陣取ノ内へ不可入、但大

将尋義アラハ各別之事、

・『光政公御草稿籠城巻』第二二条

越候

一、大将江書状上ケル時尤連判タルヘシ、指出候

そへ越

面々自筆ヲ以一紙ツ、可遣事

・「留主籠城之掟」第十三条

一、大将へ書状越候時ハ尤可為連判、其上二面々自筆
ヲ以一紙ツ、ソへ可被越事、

とくに右の二例目で『光政公御草稿籠城巻』の敬語が
書き込みによつて消されている点は興味深い。また、こ
うした書き込みの中には「イカへ」と家老池田伊賀に対
して条文を宛てる旨や、留主中の備えに關して「備ハ長
門出羽先、伊力猪右衛門同勢タルヘキ事」という書き込
みも見られることから、こうした書き込みは光政によつ
てなされたと考えられる。

これに対し、二つの草稿そのものは、光政に対して何
者かによつて献上されたものであろう。では、誰がこれ
を記し献上したのか。その内容から第一に考えられるの
は、軍学者山田道悦である。道悦はその軍学を光政から
高く買われており、またいずれの草稿も道悦の軍学書か
ら引用がなされている。このことから、本論文ではこの
草稿の筆者は山田道悦であると想定したい。⁽⁴⁰⁾

なお、書き込みの中には条文の軍学的解釈が記されて
いる部分もあり、二つの軍法を作成する過程で光政は草
稿を提出した道悦に諮問したと考えられる。

(4) 草稿から二つの軍法へ

——草稿に見られない条文の展覧——

では、二つの軍法の条文の内、草稿には見られないものは誰が加えたのであろうか。前述のように、草稿から二つの軍法を作成する過程でも、井伊家の軍法や道悦の軍学が再び取り入れられている。また、足軽の運用に関する条文（「軍法之掟」第四二条、第四三条）なども山田道悦の軍学⁽⁴¹⁾と関連していると考えられる。

この他にも、例えば、武家諸法度を冒頭に掲げその後、軍法を説くという構図は、光政が参勤の際に毎回行っている上級家臣らへの訓示の冒頭で説かれる、切支丹への警戒と公義の法度の順守、ついで光政の法度の順守という構図と似ていることから、これが光政によって加えられたものであることが容易に想像できる。

しかし、そこには武家諸法度のみならず、「武士之道」を心がけるべき旨の注記が添えられている。これを含め、武士・諸役の心得を教諭する条文（武家諸法度の注記、「軍法之掟」第十九条、第三九条、第五十条後半部分、第五

四条、「留主之掟條々」第二条前半、万治二年軍法第二八、三三条等）⁽⁴²⁾ は二つの軍法を特徴づけるものであるが、これも光政によって加えられたものなのであろうか。もしそうであるとすれば、何故光政はこのような武士・諸役の心得の教諭を軍法に盛り込んだのか。こうした点に留意しつつ、節を改めて軍法制定の背景を考察する。

第四節 軍法制定の背景

光政は寛永九年（一六三二）に岡山に移封されて以降、軍学習練や狩りだけでなく、藩の軍制整備も積極的に行っていた。そして、その軍団の運用方法に関しても、軍法制定以前から具体的に想定していたことは、明暦二年（一六五六）に従弟であった鳥取藩主池田光仲の使者から「軍法ノ事」（この場合の「軍法」は軍隊の運用方法の意）を尋ねられた際、籠城のための城絵図の作成や人数の把握などを行いその詳細を記した書付を留主の家老に預けるといった具体的な方策を述べていることから分かる（『日記』明暦二年（一六五六）七月二一日）。

こうした光政の軍事に対する関心を鑑みれば、どの年

代であっても軍法が作成されていてもおかしくはないといえる。では、万治年間という時期に軍法が作成されたことには、どのような理由、背景があるのであろうか。

(1) 承応三年の洪水と在郷、人馬数の減少

この時期においては未だキリシタンへの警戒などは継続的な懸案事項であったものの、具体的な戦争の発生やそれへの出陣が予期されていたとは考えられない。

一方、池田家の内部に目を向けると、承応三年（一六五四）に備前を襲った大洪水⁽⁴³⁾、およびそれによる家臣の家計逼迫を受けて行われた在郷逼塞政策が、池田家の軍事に少なからぬ影響を与えていたと考えられる。在郷逼塞とは、家計が逼迫し借銀の返済に行き詰まった家臣が岡山城下の屋敷を引き払って給地に住まい、知行の半分をもつて借銀返済に宛てることである。『日記』には慶安五年（一六五二）に希望する家臣にこれを許可した旨が見られる。そして、承応三年（一六五四）の洪水の直後にも、城下の屋敷が破損しその修復が出来かねる者在郷を希望するものにこれを許可する旨が申し渡されて

いる（『日記』承応三年（一六五四）八月十八日）。しかし、この時の在郷の許可は、必ずしも屋敷の破損だけが理由であつたわけではない。

【史料20】『日記』承応三年（一六五四）十月六日

十月六日 老中・組頭・其外物頭共不殘申付候覚、
申付覚

一、近年家中過分二借銀仕候故、面々手前与頭きんミ仕候様二申付候へ共、今より八かつて吟味仕事無用之事、扱さくまい八人く、手柄次第借銀出し可申候、手前行つまり何とも可仕様無之者八、とかくの義なく在郷望可申候、人馬へらし在郷仕から八、人馬持つめ奉公仕候者と同前二心得、内所自由二仕、在郷二ても可樂覚悟候八、不忠たるへく候、人馬持候者二対し随分かんなん迷惑可仕候、（中略）

一、娘祝言仕候刻、きるい諸道具、其役人二書付ヲ以見せ可申候、其上二てなくて不叶物於在之八、此方より遣シ可申候、借銀も無之、手前人馬をも持申候者八かまい無之事、（以下略）

この申渡しの一ヶ条目では希望者の在郷を八月十八日に続き再度許可している。そして、その冒頭で「近年家中過分二借銀仕候」（傍線部分）と述べているように、光政は屋敷修覆もままならない家臣らには年来の借銀があると認識していた。また、光政はこれに続けて儉約を申し渡しており、その背景に妻子の衣類に金をかけることに代表される奢侈が存在すると認識していた。

とはいえ、光政にとつて、衣類や道具類に金をかけること自体は全面的に禁止すべきものではなかったことは、後半の傍線部からも分かる。しかし、一ヶ条目で述べるように、奢侈に起因する借銀が原因となり召抱える家臣や馬を減らして在郷をし、あまつさえ「内所自由二仕、在郷二ても可樂覚悟」であることは不忠であった。

では、現実には借銀がかさんで在郷逼塞をした家臣はどれだけいたのであろうか。単年度のそれが判明する史料として、戦時動員数の書き上げである人馬積帳『御家中軍役人馬書類』（万治二年）⁽⁴⁴⁾がある。そこには、先手の備に属する家老・番頭・組士およびその子息等六二七人の名簿が付されており、逼塞している者に印がついている。それによれば、彼らのうち三八人が在郷逼塞してお

【表4】動員予定人数の変化

| | 人数 | 有人 | 不足 | 有人% |
|------------|--------|-------|-------|-------|
| 慶安四年(一六五一) | 12,487 | 9,398 | 2,998 | 75.3% |
| 万治二年(一六五九) | 14,087 | 8,102 | 5,985 | 57.5% |

慶安四：『御家中人馬書上よせ帳』（池田家文庫H3-91）
万治二：『御家中軍役人馬書類』（池田家文庫H3-37）

は減少していることが分かる（【表4】）。

このような常時において人馬数が減少する事態を、光政はどのように認識していたのであろうか。

【史料2-1】『日記』承応三年（一六五四）八月十九日

（家老、横井養元に対し）

一、（前略）我等卅万石被下置候へ共、家中手前不成とて其身代ほとも人馬をも不持候へハ、卅万石之御役仕事不相成候、就其、度々家中儉約之事申出とイヘ

共、内々にてハおこり振舞以下迄、皆よりやふり申様二候事、大キなる不届事二候、加様二仕置仕候義、奉对上様、我等大キなる不忠ニテ候、我等ヲ不忠之者ニ仕候義、何もノ心得ニよる事なれハ、我等ヘノ不忠不遇之候、先日申聞候如、何も忠節可仕と常々申物ニテ候、軍中ノ義まで二忠節ハ有事ノ様ニ存者も在之候、軍中ニテハ軍中ノ忠節、常ハ常ノ忠節、所ニより忠節ノハなるゝ事なき物也、加様ニ申ヲ若面々用候ても、下ハきかぬ物など可存仁も可在之候、末々へ法ノ通ハ、家老大身行テミするにて下へハ通物なり、我ハ不行シテ、下ハきくましきなど被存仁於在之ハ、さたのかきりたるへき事、(以下略)

右の例は、洪水の直後、家老らに対して、家臣団の統制においては諸士の手本になるべき家老らがまず行跡を正すことが必要であることを説いた申渡しの一節である。この中ほどで光政は「忠節」という語を何度か用いている。これは、「忠義を尽くすこと」という抽象的な意味でもあろうが、その前段で身代相応の軍役が満たされていないという状態とその原因としての家臣らの奢侈を指摘

している文脈から、石高相応の人馬を持つことを意図しているものであろう。傍線部分は、戦陣に規定された人馬を召連れればよいと思う者もいるが、そうではなく、戦時と常時という状況に変わりなく石高相応の人馬を持つべきものである、ということの意味すると考えられる。

光政にとつて、石高相応の軍役を欠かす事態は、將軍より領地を預かる身として不忠であり、耐えがたいものであった。そして、【史料20】あるいは【史料21】前半部分のように、光政はその原因を、將軍家から預けられた領地を割いて与えている家臣らが、妻子の衣類に金をかけるなど奢侈の振る舞いをし、あまつさえ借銀をして返済に滞つたためであると認識していた。こうした光政の認識は、先行研究⁴⁶⁾においても指摘されるところである。しかし、当時の藩内においては、光政がそういった趣旨で儉約を申付けても、家臣の方では「軍中ノ義まで二忠節ハ有事ノ様ニ存」「内々にてハおこり振廻以下迄、皆よりやふり」というように、光政と家臣の間では意識のズレが生じていた。

(2) 「武士之道」をめぐる意見対立

このような軍役、軍備をめぐる家臣に対する光政の不満は、承応年間以前にも見られるものである。例えば、慶安四年（一六五一）、参勤前の上級家臣らへの訓示においても「武士ノ道不珍又事なれ共、当国ハ大事御国ヲ預り候へハ、自然ノ時、一時半日ノ用意ニテ出陣すへき事も可有、其心かけのため近年度々如申聞、諸士儉約ヲ守、軍用ヲ専と仕候様ニと申付候へ共、其心懸とする所皆外様ニ成テ実儀すくなし」（『日記』慶安四年（一六五一）一月二十日）と、急な出陣にも対応できるように儉約をして軍用を専らに心掛けるべきであるが実際には行われていないという認識が披歴されている。また、この訓示の中では「近年家中ノてい道ヲはなれ、家職おこたつて遊山氣すいにのミおほれぬ」とも述べているが、この一文は万治二年軍法を申し渡した後の「常々吾職ニ不心掛遊山公家ノ業町人ノ業などニ心掛候者ハ加様之時物頭ニ而候とも召遣申間敷候」（『史料1-1』）という一文との関連性が想起される。

こうした、『日記』に現れる光政の家臣に対する武士の

あり方をめぐる不満の中には、軍法に直接的に引用されたと思しき例も見られる。

【史料2-2】『日記』正保四年（一六四七）一月六日

（老中、組頭を呼び寄せて）

一、此度之けんくわノ儀ニテハ無之候へ共、次手ニテ候条何もへ申渡候、昔ノ咄ヲ承候ニ、軍陣ニテは二てハ人ニよりかさニ作法ヲ作、上下ノわかちもな<悪口申たきまゝなる事を申、明日ハ打死仕へく候へは、何もいらぬなと、申者在之物と承及候、我等ノ存候ハ、明日打死仕候ハ、猶以今日ハ礼儀ヲ不乱、人間之さほうニちかハさる様ニたしなミ可申事と存候、明日にも御陣事候ニをいてハ、我等ノ家中ハ上中下ノ礼儀ヲ不乱、つねくのことくノ作法かんやうニて候、死さへすれハと存ハ悪敷心得かと存候、死申事ハ人足も死申候、士ハさ様之処ニちかいかハ可_レ在事と存候、不作法ノ死ハ気ちかいか同前たるへく候、さ様之者多分ハ臆病仕物と承及候、右之段唯今不入儀と申ながら、常々若キ者共ニ申聞、作法能様ニ二候由申聞候事、

『日記』によれば、同年の一月三日、「御鷹ノ鶴」を家臣へ配る席の控えの間で、御徒頭萩原又六が以前から遺恨を抱いていた大小性頭生駒玄蕃に対して口論を仕掛けた。生駒はその場で言い返さずに堪忍し、城を退出した後、その日のうちに萩原と仲直りをした。綱紀肅正のため「去夏大勢かいゑき仕候而もむ二成候」（『日記』正保四年（一六四七）正月六日）としてこの一件を重く見た光政は、口論を仕掛けた萩原に対し、將軍より拝領した鶴を振舞う場、しかも藩主がいる隣の部屋での不埒な行いであるとして、切腹を申付ける一方、生駒に対しては、当座に堪忍したことは礼儀にかなない満足であるが仲直りをしてしまったことはあまりにも穏便な取り計らいであるとし、「吾等若者ノ可召遣様」ではないとして改易を申付けた。そして同月八日に老中および組頭を集めてこの旨を告げ、その後に【史料22】のように申し渡した。

ここに見られる戦陣において無礼を是とする姿勢への批判（傍線部分）は、「於陣中常ノ行跡ニ替リ無礼ヲナシ過言ヲ云ヲ以善シト心得ル者古今多シ、戦場ト云モ士之

一事ナレハ常トスル所也、然ルヲ何ソ士ノ常ヲ乱シ無礼ヲナサンヤ、行跡常ニ不替シテ旣ニ随イ先登ニ進ミ強働ヲ以武士之道トス、（後略）」（「軍法之掟」第十九条、万治二年軍法第三二条に対応）との関連をうかがわせる。共に、戦時であつても常時と変わらず礼儀作法を守ることが士のあり方であるとする。

しかし、こうした士のあり方をめぐる家臣との意見対立、緊張関係は、特に承応三年（一六五四）以降、洪水によつて家臣団、領民が共に逼迫し、そこに光政が農民救恤政策を優先して行つた結果、急激に高まることとなつた。

【史料23】『日記』承応四年（一六五五）正月二日

（老中・番頭・組頭・鉄炮弓頭（〓物頭）・組ノ小頭・旗頭・鍵奉行・近習ノ者・郡奉行、計百三十人に対し）

一、我等随分へりくたり、かんなんヲ以國中をはこくミ可申覚悟ニ候間、士共も分々ニしたかい其心得尤二候、人くノ心得、何事もあらハと申候、其何事をハなにあて、平性士ノ作法ニはつれ候輩ハ士ニ非ス候、腰刀をはさミ候からハ武道ハ其役にて候間、

不仕シテハ不叶義二候、牢人さへ陣屋かり罷出候、況や常々扶持ヲ請罷在者ハ不及申事二候、たゞ平性ノ作法よきヲ以士とハ可申候、何事あらハハはなにて候、人二ハ可寄候へ共、大方ハ士道ノ吟味露も不存候（以下略）

この前年、光政は給人から免の決定権を取り上げているが、光政が飢饉に襲われた領民救恤に専心していたことに対して、家臣からは家臣よりも領民を大事にしているとの不満の声が上がっていた。これを受けた年頭の教諭では家臣らの心得違いを諭しており、【史料23】はその冒頭に当たる一文である。

この申渡しで光政は、家臣の「何事もあらハ」という心得を批判している。すなわち、光政が今この時が艱難を身に受ける時としているのに対し、家臣は「さらに何事かあったときは」と考えていると光政は認識していた。光政は、この「何事」つまり非常の時は、ということとを理由にすること、それを理由してなにもしないことを批判している。そこで光政は士の平生の作法を述べる。

すなわち、二刀を帯びるからは武道は役であり、それを嗜まなければ叶わない、即ち「何事」の時にも役には立たない。常々武道を嗜むこと、平生の作法がよいことをもって士であると言いえるのだとする。

この申渡しの以前、洪水直後の承応三年（一六五四）八月十一日、領民救恤政策の開始にあたって光政は家老・組頭・物頭らに対して「此以後如以前かろしめあなどる輩於在之は、勘忍仕ましく候」（『日記』同日）と自身に對立する家臣への処罰をちらつかせ、彼らに自身の理念に随う覚悟を求めている。こうした前提のもとに強い含みをもって申し渡された【史料23】であるが、これをもって家臣が光政の意にかなう士となり、意見対立が解消されたわけではない。

【史料24】『日記』明暦二年（一六五六）六月十八日

一、出羽申候、

去々年ノ洪水ニ御家中之者かんなん仕致迷惑候二、御あハれミの御意ハ無之、度々御いらんノ義、何も致迷惑、加様ニてハたゞすみ罷成ましきと申者多候事、

我等申候ハ、近年士中之さほう悪、不覚おこりゑよ
うノ義、さたの限と存候、加様之時節、右之心得二
てハ猶々かつゑ可致迷惑候、此時年々しミつき候お
こりノ習ヲ変シ可申と存、度々右之仕合ニ候、乍去、
其段ハ尤慈悲ノ心根と乍云、常ノおこりヲにくむ心
ましり候故、左様ニ何も思も、此方にもにくむ心根
有故と存候事、

出羽申候、尤右之御心根ニて何もへ被仰付とハなへ
て存候へ共、少ハ士中ニ御心付も候ハ、加様ニハ申
ましく候、それハ少もなく、民へハすくい被成、士
をハ御しかり被成候故、加様ニ申と存候と申候事、
(以下略)

「万事ニ付外聞ヲ専として名利ニかゝわる所出羽つよ
く候」(『日記』慶安元年(一六四八)七月十一日)と評
され、また寛永十八年(一六四一)に借銀が原因となつ
て逼塞した際には「出羽義万事ニりつはたてすき候条、
不入ついへ可在之と存候」(『日記』寛永十八年(一六四
一)五月十九日)と評された性格から、家老池田出羽は
光政と対立することが多かった。その出羽の言上と光政

の応答の一節が【史料24】である。まず出羽が、藩主
光政には家臣への憐みの心がなく「いらん」(違乱、苦情
を述べること)ばかりで迷惑であるとした。これに対し
光政は、家臣に「いらん」を加える理由は、洪水後の困
難な時期にあつての彼らの分に過ぎた贅沢がもつてのほ
かであるためであり、これを改めさせようとするためだ
あるとする。【史料21】【史料23】の光政の見解を鑑
みれば、そこには石高相応の人馬を持たない、軍役を欠
かすという事態が念頭にあつたといえよう。この回答を
受け、出羽は、そうした意図を理解していると認めつつ
も、領民へは救恤を施しているのに対し、家臣に対して
は「御心付」もなく、あまつさえ叱りつけるためにこの
ような不満が出ると述べており、二人の意見は平行線を
たどっている。

こうした、奢侈とそれによつて軍役を欠かす事態をめ
ぐる光政の家臣への不満と対立は収まらない。

【史料25】『日記』別卷明暦二年(一六五六)十二月一日
家中へ申渡候覚書、出羽・長門・いか・若さ二今二
てよミきかせ、何も存寄候ハ、可被申候、なをし可

申候由申聞候へハ、何も尤と申候、其後、惣士中不
残五座敷二仕、若狭よミ、口上にてこわけ申聞候事、

右之口上覚書

(中略)

一、儉約ト申儀、度々申聞候へ共、能力テン不仕候力、
又カテン仕候者も我マ、ヲ仕ニテ可在之候、儉約ト
申ハ、内所ノ侈ツイヘヲヤメ、公義ヲ第一二勤、軍
役公役ノタシナミ仕コソ、誠ノ儉約、実ノ士ニテ可
在之二、人ニハ可寄候へ共、内所ハ侈、うわムキニ
テハ人馬ヲモシカくタシナマズ、儉約ナト、申者
在之由聞伝候、今より後、士ノ礼義ヲ存、内所ヲツ
メ、軍役公役ノ心懸専一二可仕事、(以下略)

家臣の「内所ハ侈」を批判し儉約による「軍役公役ノ
タシナミ」を求めるこの申渡しは、まさに【史料24】
で出羽が批判した「いらん」である。【史料25】は、そ
うした対立関係をはらみつつ、光政と家老らとの意見の
一致を強調させるかのように、これを家老らに確認させ
た上で仕置家老日置若狭を通して家臣らに対して申し渡
されている。

このような批判を受ける出羽をはじめとした家臣たち
が、自身の軍役を満たせず武道の嗜みもできていない状
態をどのように認識していたのかは明らかではない。ま
た、そもそも事実として奢侈がその直接的原因であった
かも定かではない。しかし、光政が奢侈とそれに伴う借
銀を軍役欠損あるいは武道の怠りの原因であると認識し、
またそうした認識に基づいて家臣に対し「度々御いらん」
を行う限りにおいて、光政と彼ら家臣との対立関係が生
まれ緊張感が高まらざるをえなかった。

以上のように、特に承応三年(一六五四)以降におい
て、武道の嗜み、石高相応の人馬を持つという平生から
の士のあり方を家臣たちが怠っていると光政は認識して
いた。そして、その背景にある奢侈は、光政にとってと
うてい見逃せるものではなく、たびたび「いらん」を行
うこととなった。こうした光政の認識が、「何事もあらハ
と申」家臣らに対して当てつけるかのように、「治不忘乱、
不励修鍊矣」という武家諸法度を冒頭に掲げ、常々の「武
勇之心掛」のなき者は武士にとって功名を立てる場であ
った戦陣に召連れないという強い含みをもつ万治二年軍
法につながったのではないだろうか。繰り返し「武士之

道」を説く万治四年軍法もこの延長線上のものであるといえよう。

おわりに

最後に、史料からうかがえる万治二年軍法および万治四年軍法の作成過程をまとめよう。まず、野戦および合戦一般を想定した『光政公御草稿軍法掟』と籠城戦を想定した『光政公御草稿籠城巻』、そして前者からその存在がうかがえる「書出」が山田道悦によつて記された。ただし、これが光政の指示によるものであるか自主的に記されたものであるかは不明である。これらの草稿は、執筆者である道悦の軍学書と井伊家の軍法からの引用が多くなされていた。そこには、戦陣における行動規定だけでなく、戦術や戦闘の要綱、戦陣における細かな工夫の集積といった側面も見られた。光政に対し提出された二つの草稿および「書出」をうけて、光政が主体となつて（あるいは道悦も参加して）加筆編集が行われた。そこで、草稿の内容が推敲されるとともに、光政によつて『日記』に見られるような家臣に対する不満に起因する武士・諸

役の心得に関する条文、および武家諸法度が加えられた。

光政がこうした内容の軍法を制定した背景には、軍備が領地を預かる武士の役であるという認識があった。特に承応期の洪水以後の財政逼迫の中、家臣が武道を怠り石高相応の人馬を持つていないと認識し、その背景に奢侈、不心得が存在すると光政は確信していた。そしてこの確信が、「武士之道」という語句に代表される武士・諸役の心得教諭を軍法に盛り込ませる契機になつたと考えられる。

以上のように、岡山藩の万治二年および万治四年軍法の作成には、藩主である光政が積極的に関与していた。そして、軍法の内容には、光政の家臣観と共に井伊家の軍法という他家の軍法や山田道悦という一軍学者の軍学が引用されていた。

なお、こうした近世前期の大名と軍学者のかかわりについては、高橋修が紀州藩初代藩主徳川頼宣による勇士の子孫たちの登用や越後流軍学者宇佐美定祐の登用と彼の戦国「研究」への補助、それに基づいた屏風絵の作成という行為を論じている。⁽⁴⁷⁾そして、その結論でこれらの目的を「戦国最強の家臣団」と、それを動かす「戦国最強

の武将」が用いた用兵術の存在を、人々に空想させることだったのではないか」と推測し、それは実戦を想定したものでなかったと評価している。⁽⁴⁸⁾しかし、実際の戦闘を経験していない世代とはいえ、複数の軍学者と交流をもち、また軍制の整備と共に狩りを通じてその運用をも意識していた光政の営為もそのように評価すべきものであろうか。万治年間という時期にあえて山田道悦という軍学者を選び事細かな戦闘の場面を想定した軍法を作成させたことの理由も、そのような虚構の創造のためであつたのであろうか。

本論文では、軍法の内容とその背景についての検討を行ったものの、光政が山田道悦の軍学か井伊家の軍法、あるいは他の軍学や軍学書をどのように評価していたのか、そもそも軍事を知識としてしか受容しえない光政にとってのその評価基準はどのようなものであつたのかといった光政の軍事思想には深く踏み込めなかつた。そうした軍事的方面の思想や実績を、彼の思想や藩政全般の中に位置づけてゆく必要がある。

【注】

- (1) 高木昭作『日本近世国家史の研究』（岩波書店、一九九〇年）、藤井讓治「平時の軍事力」（同編『支配のしくみ』日本の近世第三巻、中央公論社、一九九一年）、笠谷和比古『近世武家社会の政治構造』（吉川弘文館、一九九三年）、根岸茂夫「江戸幕府の軍制と旗幟」（J. F. モリス他編『近世社会と知行制』思文閣出版、一九九九年）、同『近世武家社会の形成と構造』（吉川弘文館、二〇〇〇年）など。高野信治「佐賀藩家臣団編成の諸段階」（『史淵』一二三輯、一九八六年、後同『近世大名家臣団と領主制』（吉川弘文館、一九九八年）、同『藩国と藩輔の構図』（名著出版、二〇〇三年）もここに含めることができるが、近世中後期までも見通した変化を検討している。
- (2) 特に軍制の変革について、久留島浩「近世の軍役と百姓」（『負担と贈与』、日本の社会史第四巻、岩波書店、一九八六年）、熊澤徹「幕末の軍制改革と兵賦徴発」（『歴史評論』四九九号、一九九一年）、同「幕府軍制改革の展開と挫折」（『維新変革と近代日本』シリーズ日本近現代史1、岩波書店、一九九三年）、同「幕末維新期の軍事と徴兵」（『歴史学研究』六一五号、一九九三年）、同「慶応軍役令と歩卒徴発―幕府組合銃隊一件」（『歴史評論』五九三号、一九九九年）など。
- (3) 本論文で扱う岡山藩に関する藩政史（谷口澄夫『岡山藩

政史の研究』（塙書房、一九六四年）あるいはその初代藩主であり近世初期の「明君」池田光政を論じた諸論考（深谷克己『偃武の政治文化』深谷克己近世史論集・第二巻（校倉書房、二〇〇九年）第三・八章など）においてもこうした文脈で十七世紀の藩政が語られている。

- (4) 軍学に関する通史は石岡久夫『日本兵法史 兵法学の源流と展開』上・下（雄山閣、一九七二年）、野口武彦『江戸の兵学思想』（中央公論社、一九九一年）。また、紀州藩初代徳川頼宣と越後流軍学者宇佐美定祐のかかわりについて高橋修「軍学者宇佐美定祐について―紀州本川中島合戦図屏風の周辺―」（『和歌山県立博物館研究紀要』二、一九九七年）、同『異説』もうひとつの川中島合戦 紀州本「川中島合戦図屏風」の発見（洋泉社新書、洋泉社、二〇〇七年）。武芸に関しては武道学における研究蓄積のほか、宇田川武久『江戸の炮術―継承される武芸―』（東洋書林、二〇〇〇年）第十二章砲術小史など。
- (5) 前田勉『近世日本の儒学と兵学』（ペリかん社、一九九六年）、若尾政希『『太平記読み』の時代 近世政治思想史の構想』（平凡社、一九九九年）。
- (6) 長屋隆幸「江戸前中期における土佐藩の陣立―主に鉄砲隊・長柄鎧隊について―」（『織豊期研究』五号、二〇〇三年）。

(7) 広義には軍隊の運用方法、軍学を示す場合もあるが、本文では軍中法度、特に戦陣において軍中の士卒が守るべき行動規律という狭義の意味で用いる。『国史大辞典』第四巻（吉川弘文館、一九八四年）、『歴史学事典』第7巻 戦争と外交』（弘文堂、一九九九年）の「軍法」の項を参照。高鷲江美「戦国・織豊・徳川初期の軍法」（『栃木史学』九号、一九九五年）。

(9) 谷口眞子「近世軍隊の内部組織と軍法」（『民衆史研究』四七号、一九九四年）。この研究では対象とする軍法として、行動規律のみならず、装束規定といった外面的規定も扱っている。

(10) 若尾前掲書。

- (11) 永山卯三郎・石坂善次郎『池田光政公伝』（一九三二年）や『岡山市史』（一九三七年）にも光政藩政期の軍法が翻刻掲載されているが、こちらは万治四年（一六六一）の日付となっている。この点については本文中で論じる。
- (12) 岡山大学付属図書館所蔵。引用の際には資料番号を付す。また、史料中の傍線は引用者による。
- (13) 林原美術館所蔵。史料中の傍線は引用者による。
- (14) 万治二年『御留書』（池田家文庫A1・62）。
- (15) 池田家文庫E2・180、「万治三庚子四月八日大野十兵衛壘望二依テ吉田源之丞写之申請ル」とある。

- (16) 『御前にて被仰出御口上覚書』（池田家文庫H2・54）、
『軍令』（池田家文庫H2・11）。
- (17) 筆記者年月日不明『万治二年御軍法六十二ヶ条』、天保
十三年秋年筆写『芳烈公御軍令』（池田家文庫P3・11
2）、文久三年二月筆写太田養寿軒藏書『御軍用記』（岡
山市立中央図書館K093・11・G）。
- (18) 池田家文庫H2・191。
- (19) 池田家文庫H2・248。
- (20) 『光政様軍法御掟』の最後の一丁には「寛文十一年三月
三日二申付候覚」として備の配置が記されているが、こ
れは軍法部分とは筆勢が異なり、寛文十一年（二六七）
に記されたものと考えられる。
- (21) 『光政様軍法御掟』の一丁目の内題の脇に「出陣之時軍
法掟書付、国二残ス箱二有之、此掟書かたく有事」とい
う貼紙がされている。ただし、これが何時記され貼られ
たものかは不明である。この「国二残ス箱」に入れられ
た軍法が『光政様軍法御掟』と『軍法掟』のどちらなの
かについては今後の検討課題である。
- (22) 池田家文庫H1・58。
- (23) 家臣団の指物帳、および貝・太鼓・鐘とその扱い手を預
かり、戦場においては本陣の前方にあつて軍団に指示を
与える役。「軍鑑」は後世用いられた名称であり、当時は
- 貝吹役などと称した。十七世紀に軍鑑を勤めた上泉氏『奉
公書』（池田家文庫D3・762）および八田氏『奉公書』
（池田家文庫D3・2093）を参照。
- (24) 『日記』承応四年正月三日に「一、病者にて、達者并つめ
奉公も成ましきと存候者ハ、いしや共二付、薬師ならい可
申候、師よくかてん仕候と申候ハ、在々へ遣置可申候、
其まゝ髪立、土ヲ仕なからいしや可仕候、何事その時ハこ
にたに乗、鍵一本持せ罷出候ほと二申付可遣事」とあるこ
とから、【史料1-1】中の「一本鍵ノ者」とはこうした者
たちを示すと考えられる。
- (25) 池田家文庫H2・196。
- (26) 池田家文庫H2・195。
- (27) 寛永十二年に氏長より『師鑑抄』を授けられている。有
馬成甫・石岡久夫『日本兵法全集』3 北条流兵法（人物
往来社、一九六七年）解説、年表。
- (28) 山田道悦の履歴については、彼自身によつて記された履
歴書（『軍法二属スル雑書』の内「道悦書付」と端裏書き
のある一紙（池田家文庫H2・188・5））、および山
田氏『奉公書』（池田家文庫D3・2691）。
- (29) 『池田光政自筆書状』の四枚目（池田家文庫C13・3
79・4）。
- (30) 池田家文庫H2・310。

- (31) 池田家文庫H2・310・10。
 (32) 池田家文庫H2・86。
 (33) 池田家文庫H2・310・5。
 (34) 池田家文庫H2・310・9。
 (35) 例えば、「物見」および「五代」という単語を含む名称の史料だけでも『御軍書』内の一書を含め二冊。その他にも、『物見秘伝』(H2・178など)や『小物見之法』(H2・164など)といった表題の軍学書が存在する。
 (36) 池田家文庫H2・310・6。
 (37) 『井伊家軍法』(池田家文庫H2・291)、『井伊家軍書(草書)』(池田家文庫H2・119)、『井伊家軍書(井伊兵部少輔被仰下候書上写)』(池田家文庫H2・120)、『井伊家軍立』(P3・1)。
 (38) 【表1】中には道悦軍学書と井伊家の軍法双方が出典であるとしている条文もあるが、これについては軍法における一般的な条目であるなど厳密にどちらが出典であると判断しきれなかったためそのまま記載したものである。
 (39) 若尾前掲書、二二頁。
 (40) なお、草稿に井伊家の軍法が引用されている点は、大坂の陣以前に井伊家に仕えていたとされる軍鑑上泉治部左衛門の関与を示唆させる。しかし、綱政藩政期の軍鑑八田弥惣右衛門が、上泉治部左衛門から、「掟」という文字

- は將軍家の法度に用いるものであるという故実を聞いたと述べている(『軍法掟』H2・102)。これが偽りでないとするれば、治部左衛門が軍法作成に参加していた場合にはその草稿に「掟」という題を付けることも、將軍家への忠義を宗とする光政が自らの軍法を「軍法掟」と題することも考えにくい。よって、軍鑑上泉治部左衛門は軍法作成に関与していないと考えられる。
 (41) 『足輕之作法』(池田家文庫H2・172)。
 (42) 但し、「弱兵」という語句は草稿にも見られる。
 (43) 以下、大洪水とその岡山藩財政への影響は谷口澄夫一九六四、『岡山県史』近世I(岡山県、一九八四)。
 (44) 池田家文庫H3・37。
 (45) 『池田光政公伝』所載の「寛文三年侍帳」と照らし合わせた。
 (46) 谷口澄夫一九六四、三一四・五頁。
 (47) 高橋一九九七、二〇〇七。
 (48) 高橋二〇〇七、一八五・六頁。
- 【付記】
 史料の閲覧に際しましては、東京では早稲田大学図書館複写・マイクロ資料室、岡山では岡山大学附属図書館ならびに岡山市立中央図書館の方々に大変お世話になりました。この場を借りて御礼申し上げます。